# 第2次五條市男女共同参画計画

助け合い 豊かに暮らせる まちづくり



平成31(2019)年3月 五 條 市

### はじめに



五條市長 太田 好纪

男女共同参画社会基本法が施行されてから20年、五條市では、平成15 (2003)年に「五條市男女共同参画プラン」を策定し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法律の整備が進められる中、男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を進めて参りました。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、我が国における女性活躍は新たなステージへと踏み出しています。

本市においては、平成29(2017)年3月「五條市男女共同参画推進条例」を制定し、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現を目指し、総合的かつ計画的な推進を図っています。しかし、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状で、男女という性別に捉われることなく、多様な性を含めたすべての人の人権が尊重されるための制度や仕組み、意識改革等、市が取り組むべき施策と進むべき方向性を取りまとめ、総合的、計画的に取り組むため、「第2次五條市男女共同参画計画」を策定いたしました。

近年、配偶者からの暴力、児童虐待など、弱者への人権侵害救済は急務な課題となっています。そして、地域や家族形態の変化、社会を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、課題を解決していかなければなりません。本市においても男女がともに、その個性と能力を発揮し、『五條をいっそう明るく魅力ある住みよいまちにするため』、市民・事業所の皆様とともに男女共同参画社会の実現に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、アンケートにご協力いただきました市民・ 事業所の皆様、ご意見やご提言をいただきました五條市男女共同参画審議会の委員の皆様 をはじめ、関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成31(2019)年3月

## 五條市民憲章



わたくしたちは、豊かな自然と伝統にはぐくまれて未来に伸びゆ く五條の市民です。

わたくしたちは、五條市民であることに誇りと責任をもち、愛する五條をいっそう明るく魅力ある住みよいまちにするため、市民憲章を定め、心のよりどころとします。

- 一、古い文化と恵まれた自然を守り、緑と水のきれいなまちをつく りましょう。
- 一、人権を尊び、互いに助け合い、夢とやすらぎのあるまちをつく りましょう。
- 一、心身を鍛え、スポーツに親しみ、明るく活気に満ちたまちをつ くりましょう。
- 一、教養を高め、視野を広め、人情味あふれるまちをつくりましょ う。
- 一、地域産業の振興につとめ、豊かで住みよいまちをつくりましょ う。

(昭和57(1982)年9月15日制定)

# 目 次

第1章 計画の策定にあたり	
1 計画策定の趣旨	. 1
2 計画の位置づけ	. 2
3 計画の期間	. 2
4 計画の基本理念	. 3
5 計画の基本目標	. 4
6 計画策定の手法	. 4
第2章 計画策定の背景	
1 男女共同参画に関する世界・国・奈良県・五條市の動き	
2 統計データからみた市の現状	
3 アンケート調査結果からみた市の現状	12
第3章 計画の内容	
新3章 可画の四谷 計画の体系	24
基本目標1 男女共同参画社会実現への意識づくり	
基本目標 2 あらゆる人が参画できる基盤づくり	
基本目標 3 互いに支え合う環境づくり	
基本目標 4 互いに 尊重 し 安心 し て 暮らせる 環境づく り	
金年1669 立くに守重し女化して各りにも次先ラくテー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第4章 計画の推進	
1 推進体制の整備	53
2 計画の進行管理	55
資料	
DV被害者支援【住民基本台帳の閲覧制限】	
用語解説	
世界人権宣言	
男女共同参画社会基本法	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
児童虐待の防止等に関する法律(目的と定義のみ)	76
ストーカー行為等の規制等に関する法律(目的と定義のみ)	77
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	78
奈良県男女共同参画推進条例	86
五條市男女共同参画推進条例	89
五條市男女共同参画審議会規則	91
計画策定の経緯	92
五條市男女共同参画審議会委員名簿	93

# 第1章

計画の策定にあたり

## 第1章 計画の策定にあたり

#### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、すべての人が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会の あらゆる分野に参画し、責任を分かちあい、それぞれの個性と能力を発揮できる社会 のことです。

五條市においては、平成15(2003)年に「五條市男女共同参画プラン」(以下、「プラン」という。)を策定し、平成29(2017)年3月に「五條市男女共同参画推進条例」(以下、「条例」という。)を制定しました。社会情勢やこれまでの施策の取組み状況を踏まえ、条例第9条の趣旨に基づき、プランを改定し、第2次五條市男女共同参画計画(以下、「第2次計画」という。)を策定することにより、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進していきます。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、平成17(2005)年9月の1市2村の合併、経済や地域社会などの変化を背景に、男女間の暴力に関する問題の多様化のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性の活躍支援に関することなど、男女共同参画に関する新たな課題や取組みが求められています。さらに、男女の性別のみならず、多様な性を含めたすべての人が尊重され、対等な立場で参画することのできる社会の実現も求められています。

しかし、性別による役割分担意識は根強く、それに基づく男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状で、政治・経済の場における女性の活躍は低調であり、子育てや介護の役割には男性の参画が進んでいないなど、多くの課題が残されています。このような状況を踏まえて、男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として、「第2次計画」を策定し、この計画を行動指針に各種施策を推進するものとします。

#### 計画の愛称について

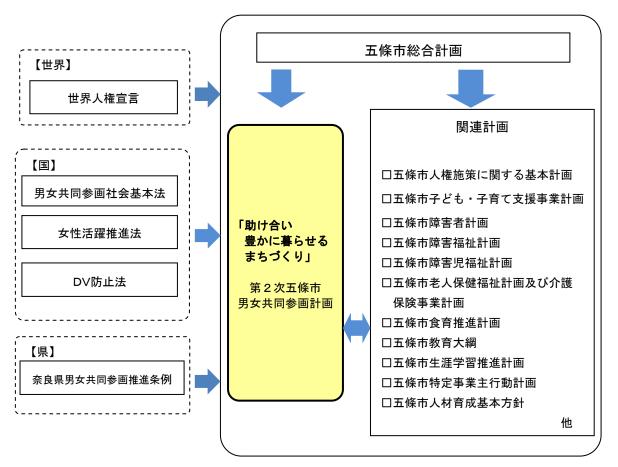
五條市男女共同参画審議会において、「男女共同参画が実現された社会」を目指す親しみやすい表現として、「助け合い 豊かに暮らせる まちづくり」としました。

#### 年号の表記について

新元号の施行に伴い、本計画の本文中は、平成31(2019)年までは、和暦と 西暦を併記し、2020年以降は西暦のみの表記としています。

#### 2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「五條市男女共同参画 推進条例」第9条第1項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ ます。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、市の施策を明らかにし、市民と事業者と市が一体となって行動する ため策定します。



#### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成31(2019)年度から2028年度の10年間を目途とします。ただし、男女共同参画に関する国内外の社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 4 計画の基本理念

平成29 (2017) 年3月28日に施行した「五條市男女共同参画推進条例」第3条 に掲げる6つの事項を本計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、差別的扱いを受けることな く、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等 な立場が保障されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別にかかわりなく互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること に鑑み、国際的な視野をもって行うこと。

#### 男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

#### 職場に活気

○女性の政策・方針決定過程への 参画が進み、多様な人材が活躍す ることによって、経済活動の創造 性が増し、生産性が向上

○働き方の多様化が進み、男女が ともに働きやすい職場環境が確 保されることによって、個人が能 力を最大限に発揮

### 家庭生活の充実

○家族を構成する個人がお互い に尊重し合い協力し合うことに よって、家族のパートナーシップ の強化

〇仕事と家庭の両立支援環境が 整い、男女の家庭への参画も進む ことによって、男女がともに子育 てや教育に参加

#### 地域力の向上

○男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティーが強化

ティーか強化

○地域の活性化、暮らし改善、 子どもたちが伸びやかに育つ環 境が実現

#### 5 計画の基本目標

プラン策定以降の社会情勢や男女共同参画に関わる法制度の見直し等、新たな対応 課題を踏まえ、第2次計画では、今後10年間で目指す基本目標を次の4つとし、市 民と事業者と市が一体となって取組みを進めます。

基本目標 1 男女共同参画社会実現への意識づくり

基本目標 2 あらゆる人が参画できる基盤づくり

基本目標 3 互いに支え合う環境づくり

基本目標 4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり

#### 6 計画策定の手法

(1) 本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関し知識・経験を有する者、様々な分野で活躍する者から意見を聴取し、これを計画に反映させるため、五條市男女共同参画審議会を設置、また、庁内体制を整え施策の推進を図るため、五條市男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画の推進における「基本方針」「基本施策」「今後の方向性」を協議し、策定しました。

#### (2) アンケート調査

本計画策定にあたり、施策を検討する上での基礎資料とするため、市民、市内 事業所を対象とした調査を実施し、男女共同参画に関する意識等の実態を把握 しました。

調査の種類	調査対象	調査	有効	有効
前年·沙里規	前(ELX) 多(	対象数	回収数	回収率
	18歳以上の市民2,000人(男性969			
市民アンケート調査	人、女性1,031人)	9 000 <i>l</i> #	0.000/# 740/#	
川氏ノングート調宜	住民基本台帳に基づく無作為抽出	2,000件 740件		37.0%
	基準日:平成30 (2018) 年5月9日			
男女がともに働きや	平成26(2014)年経済センサス基			
すい職場づくりのた	礎調査より従業者数10人以上の市	250件	108件	43.2%
めのアンケート調査	内に所在する事業所			

調査期間:平成30(2018)年5月22日~平成30(2018)年6月5日

調査方法:郵送配布~郵送回収

#### (3) 市民の意見募集実施

本計画策定にあたり、市民の意見を反映するため、計画案をホームページ等で公開し、意見の収集に取り組みました。

# 第2章

# 計画策定の背景

# 第2章 計画策定の背景

# 1 男女共同参画に関する世界・国・奈良県・五條市の動き

		0世界 国 永及朱	五は山の刻と	
年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	五條市の動き
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関) に婦人労働問題担当室	・民法改正 (離婚後の氏の 選択)	・婦人問題に関する窓口を 「県民課」とする	
	を設置			
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目	·「奈良県婦人問題施策推進 連絡会議」設置	
1050		標」発表	「 <del> </del>	
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告 書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」 設置 ・「婦人問題に関する世論調 査」実施	
1979	<ul><li>・「女性差別撤廃条約」</li></ul>		1113 7470	
(昭54)	採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(ニューデリー)			
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告 書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定 相続分引上げ)	・「婦人の地位と福祉の向上 をめざして」婦人問題懇談 会より提言	
1981 (昭56)	・「IL0156 号条約」採択 (IL0 総会) ・「女子差別撤廃条約」 発効	• 「国内行動計画後期重点 目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦 人問題推進地域会議」開催 (総理府と共催で実施)	
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設	
1983		·「国内行動計画第3回報告	· 「奈良県婦人問題啓発推進	
(昭58)		書」発表	会議」設置	
1984 (昭59)	・「国連婦人の 10 年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)			
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 (ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母 両系主義確立) ・「国内行動計画第4回報告 書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭61)		「男女雇用機会均等法」施 行	・「奈良県女性センター」開設	
1987		・「西暦 2000 年に向けての	нх	
(昭62)		新国内行動計画」決定		
1990 (平 2)	・国連総会「ナイロビ将 来戦略の実施に関する 見直しと評価に伴う勧 告」採択			
1991 (平3)		・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共 修開始	・「奈良県女性の現状と意識 に関する調査」実施	

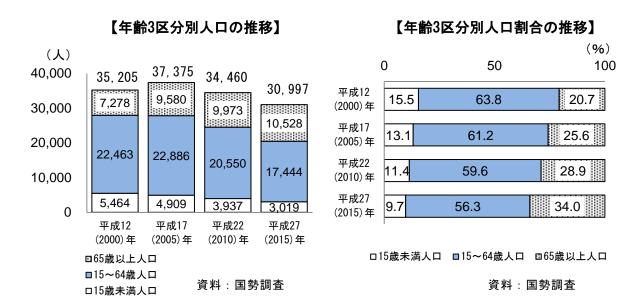
年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	五條市の動き
1992 (平 4)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」設置		
1993	・「世界人権会議」開催	<ul><li>「パートタイム労働法」公</li></ul>	・「奈良県女性行動計画修正	
(平5)	<ul><li>(ウィーン)</li><li>・「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採 択</li></ul>	布・施行	版」作成 ・「婦人対策課」から「女性 政策課」に課名変更	
1994	·第4回世界女性会議工	・高校で家庭科の男女共修	・「男女が共に支える社会づ	
(平6)	スカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	開始 ・総理府に「男女共同参画 室」及び「男女共同参画審 議会」「男女共同参画推進 本部」設置	くりのための県民意識調 査」実施	
1995 (平7)	<ul><li>・「女性に対する暴力をなくす決議」採択</li><li>・第4回世界女性会議開催(北京)</li><li>・「北京宣言」及び「行動綱領」採択</li></ul>	・「育児・介護休業法」公布・ 施行	・「奈良県男女共同参画推進 本部」設置 ・「花ひらくーならの女性生 活史ー」発刊	
1996 (平 8 )		<ul><li>男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビ</li></ul>	・「奈良県女性の現状(女性	
(+0)		ジョン」を答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	白書)」作成	
1997		•「男女雇用機会均等法」改	・「なら女性プラン 21-奈	
(平9)		正 •「労働基準法」改正	良県女性行動計画(第二 期)-」策定	
1998		•「男女雇用機会均等法」改	/// ] /K/L	
(平10)		正(母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本 法」についての答申		
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000 (平12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言 及び行動綱領実施のた めのさらなる行動とイ ニシアティブに関する 文書」採択	・「男女共同参画基本計画 策定に当たっての基本的 な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」 策定 ・「ストーカー規制法」公 布・施行	・「男女共同参画について のアンケート」実施	
2001 (平13)		<ul> <li>・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組</li> <li>・第1回男女共同参画週間・「男女共同参画会議」設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> </ul>	・「女性政策課」から「男 女共同参画課」に課名変更 ・「奈良県男女共同参画推進 条例」公布・施行 ・「奈良県1日女性模擬議 会」開催 ・「データでみるならの男 女共同参画」作成	・市長公室市民相談 室女性施策係におい て「男女共同参画社 会の実現に向けての アンケート」実施

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	五條市の動き
2002		・「育児・介護休業法」一	<ul><li>「なら男女共同参画プラ</li></ul>	• 男女共同参画行動
(平14)		部改正施行	ン 21 (奈良県男女共同参	計画策定委員会設置
		・各都道府県に配偶者暴力	画計画(なら女性プラン	
		相談支援センター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一	21 改訂版))」策定	
		部改正施行	・「奈良県男女共同参画県民 会議」設置	
2003		<ul><li>・「女性のチャレンジ支援」</li></ul>	云峨]以巨	・「五條市男女共同参
(平15)		提言最終報告		画プラン  策定
(   10)		· 「次世代育成支援対策推		
		進法」公布・施行		
		·「少子化社会対策基本法」		
		公布·施行		
2004		・「配偶者からの暴力の防	・「女性の就業環境に関する	
(平16)		止及び被害者の保護に関	調査」(新長期ビジョン専	
		する法律」一部改正・施行	門委託調査)実施	
		<ul><li>「性同一障害者特例法」</li></ul>		
		施行		
2005	・第 49 回国連婦人の地	・「男女共同参画基本計画		・「市長公室市民相
(平17)	位委員会(国連「北京 +10 世界閣僚級会合)	改定に当たっての基本的 な考え方  答申		談室女性施策係」から「生活産業部人権
	(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画		加策課女性施策係」
	(-4 3 9)	(第2次)」策定		心変更
2006		・「男女雇用機会均等法」 ・「男女雇用機会均等法」 ・「男女雇用機会均等法」	・「なら男女 GENKI プラン」	<b>发</b> 及
(平18)		正 (2007 年施行)	(奈良県男共同参画計画	
			(第2次))策定	
2007		・「配偶者からの暴力の防		
(平19)		止及び被害者の保護に関		
		する法律」一部改正・施行		
		・「短時間労働者の雇用管		
		理の改善等に関する法律」		
		改正 (2008 年施行)		
		・「仕事と生活の調和(ワー		
		ク・ライフ・バランス) 憲章   及び「仕事と生活の調		
		和推進のための行動指針		
		策定		
2008		<ul><li>・「女性の参画加速プログ</li></ul>		
(平20)		ラム」決定		
		· 「次世代育成支援対策推		
		進法」改正		
2009		・「育児・介護休業法」の	・「女性の就業等意識調査」	
(平21)		一部改正	実施	
2010	・第 54 回国連婦人の地	· 「第3次男女共同参画基		
(平22)	位委員会「北京+15」記	本計画策定に当たっての		
	念会合開催(ニュー	基本的な考え方」答申		
	ヨーク)	• 「第3次男女共同参画基本計画」策定		
		・「仕事と生活の調和(ワー		
		・「仏事と生品の調和(ソー ク・ライフ・バランス)憲		
		章 及び「仕事生活の調和		
		推進のための行動指針」改		
		定		
		·		l

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	五條市の動き
2011 (平23)	・UN Women 正式発足		・「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に課名変更・「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置	・「生活産業部人権施 策課女性施策係」から「生活産業部人権 施策課男女共同参画 係」に係名変更
2012 (平24)	・第 56 回国連婦人の地 位委員会 「自然災害における ジェンダー平等と女性 のエンパワーメント」 決議案採択	・『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』 女性の活躍による経済活性 化を推進する関係閣僚会議 決定		<ul><li>・「すこやか市民部」 の新設に伴い、「生 活産業部」から「す こやか市民部」に変 更</li></ul>
2013 (平25)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(2014年1月施行)		
2014 (平26)	・第 58 回国連婦人の地 位委員会 「自 然 災 害 に お け る ジェンダー平等と女性 のエンパワーメント」 決議案採択	· 「次世代育成支援対策推 進法」改正	・「女性の社会参加に関する意識調査」実施	
2015 (平27)	・第 59 回国連婦人の地 位委員会「北京+20」 (ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「女性の活躍促進会議」設 置	
2016 (平28)			・「奈良県女性の輝き・活躍 促進計画(第3次奈良県男 女共同参画計画)」策定 ・「女性支援課」から「女性 活躍推進課」に課名変更	
2017 (平29)				・「五條市男女共同参 画推進条例」公布・ 施行 ・五條市男女共同参 画審議会設置 ・五條市男女共同参 画推進本部設置
2018 (平30)				・「男女共同参画に関する市民アンケート調査」及び「男女が ともに働きやすい職場づくりのためのアンケート調査」実施 (市民・事業所対象)
2019 (平31)				・「第2次五條市男女 共同参画計画」策定

### 2 統計データからみた市の現状

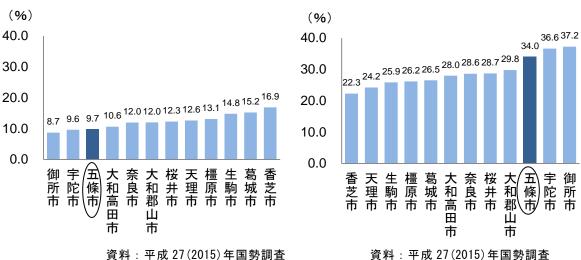
#### (1) 少子・高齢化の状況



※総数は不詳を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

## 【年少人口(0歳~14歳)の割合】

## 【老年人口(65歳以上)の割合】



五條市の総人口は、平成17(2005)年の合併以降年々減少傾向にあります。

人口を年齢 3 区分別に見ると、 $0\sim14$  歳(年少人口)の割合は減少傾向にあり、平成 2 7(2 0 1 5)年では 9.7%となっています。一方、6 5 歳以上(老年人口)の割合は増加傾向にあり、平成 2 7(2 0 1 5)年では 34.0%となっています。奈良県他市と比較しても少子高齢化が進んでいると言えます。

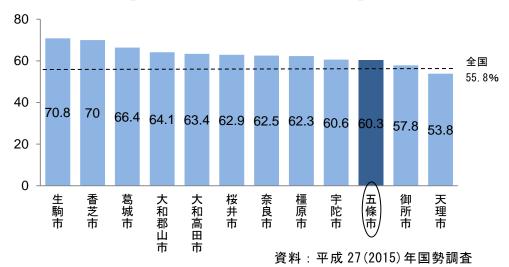
#### (2) 家族の状況

【世帯数・1世帯あたり人員の推移】



資料:国勢調査

#### 【核家族の割合(奈良県他市比較)】

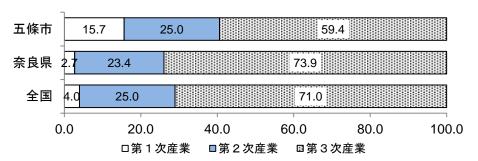


総世帯数は、平成17 (2005)年の旧西吉野村、旧大塔村との合併による増加以降は減少し、平成27 (2015)年には11,173世帯となっています。1世帯当たり人員についても、年々減少し、平成27 (2015)年には2.7人となっています。

核家族の割合については、奈良県他市と比較すると低い値となっていますが、全 国平均よりは高い割合となっています。

#### (3) 就労の状況

#### 【産業別就業者割合】



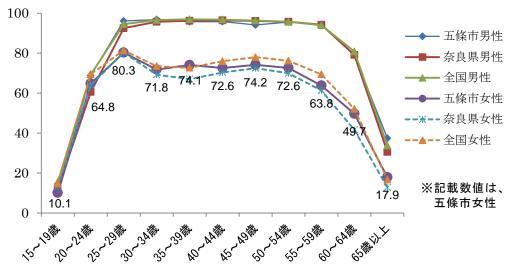
第一次産業:農業、林業、漁業 資料:平成 27 (2015) 年国勢調査

第二次産業:工業、建設業、製造業

第三次産業:電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、

宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務 五條市の就業者の割合は、第一次産業が15.7%、第二次産業が25.0%、第三次産業が 59.4%であり、全国有数の柿の産地でもあることから農業に従事する人が多く、全国、 県全体と比較して特に第一次産業の割合が高いことが特徴となっています。

### 【年齢階層別労働力率(全国・奈良県比較)】

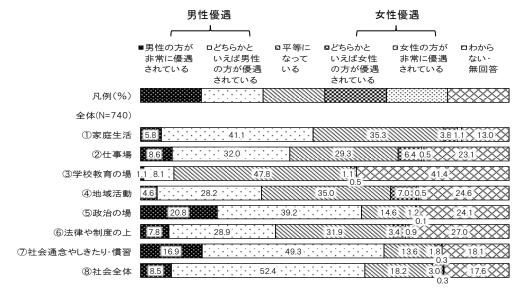


男性の労働力率を年齢階層別にみると、全国・奈良県とほぼ同じ水準となっています。

女性の労働力率を年齢階層別にみると、全国、奈良県、五條市とも妊娠・出産・育児の時期を迎える30歳代に最も低くなるM字カーブを描いています。全国と比較すると、ほぼ水準を下回っていますが、35歳~39歳、65歳以上においては全国を上回っています。また、県と比較するとすべての年齢層で水準を上回っています。

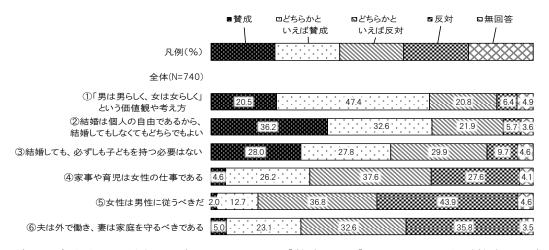
### 3 アンケート調査結果からみた市の現状

#### (1) 男女の平等意識について(市民意識調査)



男女の平等意識については、全ての分野において、『男性優遇』の割合が『女性優遇』の割合を上回っています。特に、「⑦社会通念やしきたり・慣習」(66.2%)、「⑧社会全体」(60.9%)、「⑤政治の場」(60.0%)で『男性優遇』の割合が高くなっています。

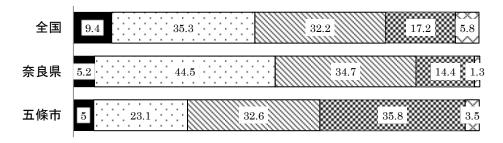
#### (2) 結婚、家庭生活と男女の役割について(市民意識調査)



結婚、家庭生活と男女の役割については、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した『賛成意識』の割合が高い順に、「②結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」(68.8%)、「①男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」(67.9%)、「③結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」(55.8%)があります。一方、「どちらかといえば反対」と「反対」を合計した『反対意識』では、「⑤女性は男性に従うべきだ」(80.7%)、「⑥夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」(68.4%)、「④家事や育児は女性の仕事である」(65.2%)があげられます。

# 【「(2)⑥夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の全国、奈良県と五條市の比較(市民意識調査)】

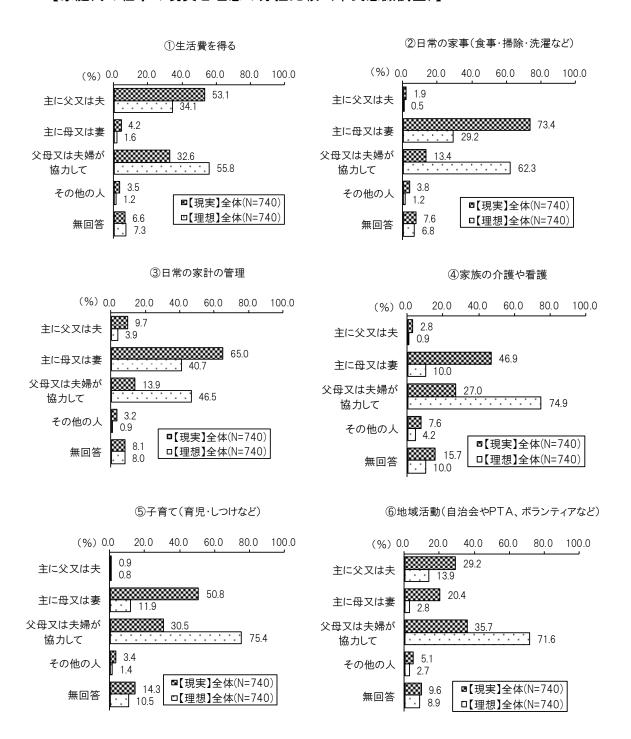
■賛成 □ どちらかといえば賛成 □ どちらかといえば反対 □ 反対 □ 不明・無回答(全国は「わからない」)



全 国: 平成 28 (2016) 年度 男女共同参画社会に関する世論調査 奈良県: 平成 26 (2014) 年度 女性の社会参加に関する意識調査

「(2)⑥夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の全国、奈良県と五條市の意識調査を比較すると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した『賛成意識』の割合は、五條市が 28.1%、全国が 44.7%、奈良県が 49.7%と五條市が最も低くなっています。「どちらかといえば反対」と「反対」を合計した『反対意識』では、五條市が 68.4%、全国が 49.4%、奈良県が 49.1%と五條市が最も高くなっています。全国、奈良県に比べて、『賛成意識』は低く、『反対意識』も高いことから、五條市における性別役割分担意識は比較的低いことが分かります。

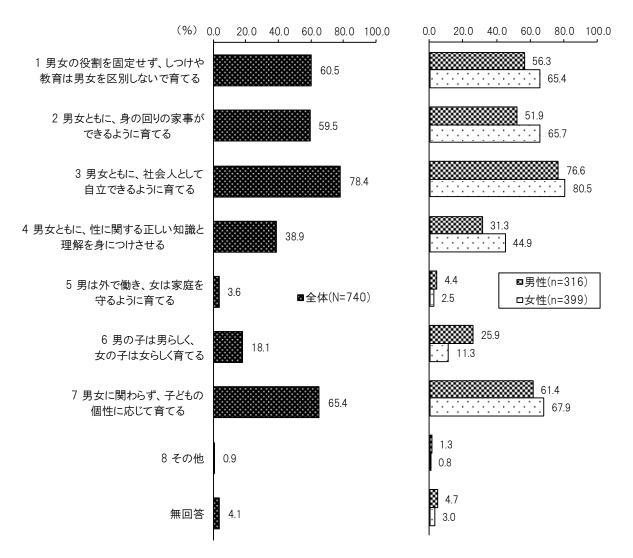
#### 【家庭内の仕事の現実と理想の分担比較(市民意識調査)】



家庭内の仕事の現実と理想の分担を比較すると、特に「②日常の家事(食事・掃除・洗濯など)」「③日常の家計の管理」「④家族の介護や看護」「⑤子育て(育児・しつけなど)」において、理想として「父母又は夫婦が協力して」の割合が高くなっていますが、現実は「主に母又は妻」の割合が高くなっています。女性の家庭内で担う役割はまだまだ大きく、理想と現実に差が生じていることがわかります。

#### (3) 子育てについて

#### 【望ましい子どもの育て方(市民意識調査)】



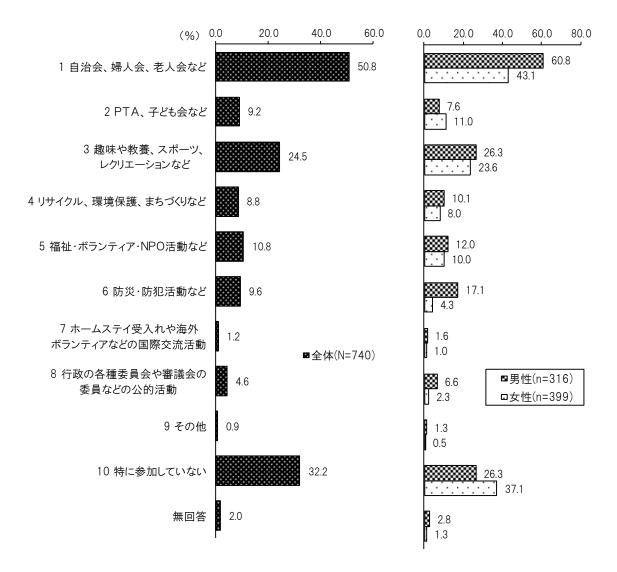
※全体数は、性別構成の「回答したくない」及び「無回答」を 含むため、「男性」「女性」を合計しても全体数に一致しない。

望ましい子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」の割合が78.4%と最も高く、次いで「男女に関わらず、子どもの個性に応じて育てる」(65.4%)、「男女の役割を固定せず、しつけや教育は男女を区別しないで育てる」(60.5%)、「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」(59.5%)の順となっています。

性別では、全体的に、男性に比べ女性の割合が高い項目が目立ちますが、特に「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」「男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる」で女性の割合が高くなっています。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」の割合は、男性が女性を大きく上回っています。

#### (4)地域活動について

#### 【地域活動への参加状況(市民意識調査)】



※全体数は、性別構成の「回答したくない」及び「無回答」を 含むため、「男性」「女性」を合計しても全体数に一致しない。

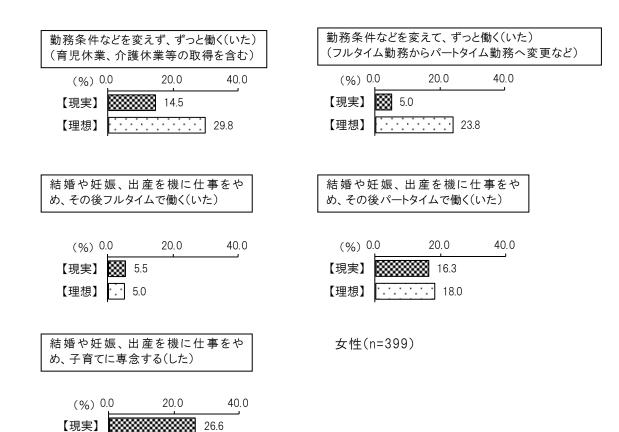
地域活動への参加状況については、「自治会、婦人会、老人会など」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど」 (24.5%)、「福祉・ボランティア・NPO活動など」 (10.8%) の順となっています。また、約3割 (32.2%) は「特に参加していない」と回答しています。

性別では、男性は「自治会、婦人会、老人会など」「防災・防犯活動など」の割合が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「特に参加していない」の割合が高く、地域における女性の参画が進んでいない状況がうかがえます。

#### (5) 望ましい女性の働き方について

【理想】

【ライフステージの節目の働き方と望ましいと思う女性の働き方の比較 (市民意識調査)】

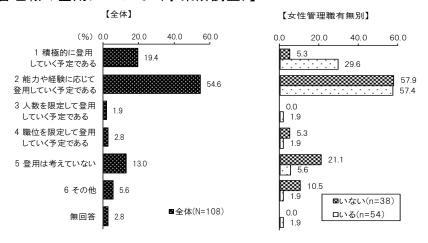


望ましい女性の働き方【理想】については、「勤務条件などを変えず、ずっと働く(育児休業、介護休業等の取得を含む)」の割合が 29.8%と最も高く、次いで「勤務条件などを変えて、ずっと働く(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)」が 23.8%となっています。

しかし、【現実】では「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、子育てに専念した」の割合が 26.6%で最も高く、次いで「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、その後パートタイムで働いた」が 16.3%となっており、理想ではライフステージの節目においても仕事を続けたいと思う女性が多い中で、現実では仕事をやめた女性が多く、理想と現実に差があることが分かります。

#### (6) 女性の人材活用について

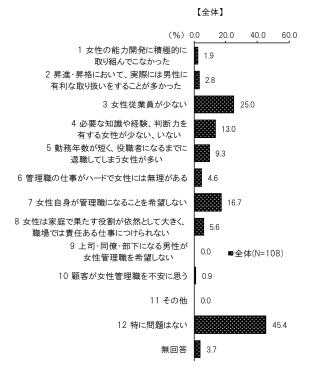
#### 【女性管理職の登用について (事業所調査)】



女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく予定である」 の割合が54.6%と最も高くなっています。

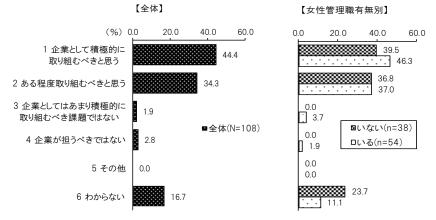
女性管理職有無別では、女性管理職がいる事業所は「積極的に登用していく予定である」の割合がいない事業所を大きく上回っており、女性管理職がいない事業所では「登用は考えていない」などの割合が高くなっています。

### 【女性を管理職に登用する際の問題点(事業所調査)】



女性を管理職に登用する際の問題点については、「特に問題はない」の割合が45.4%と最も高く、次いで「女性従業員が少ない」(25.0%)、「女性自身が管理職になることを希望しない」(16.7%)となっています。

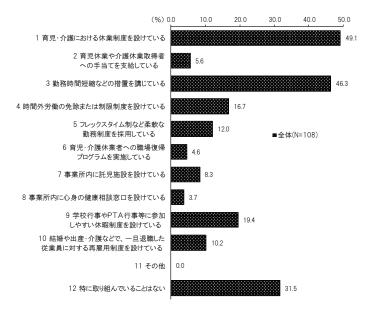
# (7) ワーク・ライフ・バランスについて【ワーク・ライフ・バランスに対する取組への考え方(事業所調査)】



ワーク・ライフ・バランスの取組については、「企業として積極的に取り組むべきと思う」が 44.4%、「ある程度取り組むべきと思う」が 34.3%で、合計約8割(78.7%)が『取り組むべき』と回答しています。

女性管理職有無別では、女性管理職がいる事業所は「企業として積極的に取り組むべきと思う」の割合が高く、女性管理職がいない事業所では「わからない」の割合が高くなっています。

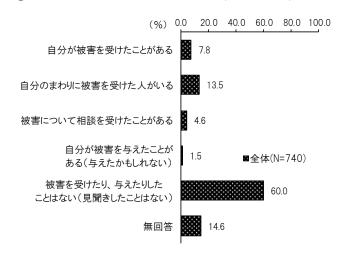
#### 【育児・介護と仕事の両立支援への取組(事業所調査)】

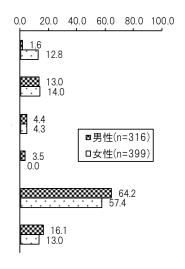


育児・介護と仕事の両立支援への取組については、「育児・介護における休業制度を設けている」が49.1%、ほぼ並んで「勤務時間短縮などの措置を講じている」が46.3%、次いで割合が高いのが、「特に取り組んでいることはない」の31.5%となっています。市内事業所において、育児、介護などを担う労働者への支援制度が万全でない状況があらわれた結果となっています。

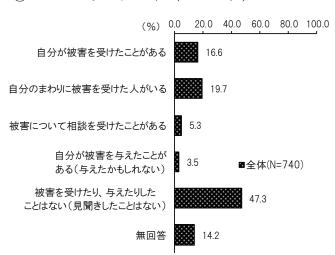
## (8) 各種ハラスメントの状況について 【経験もしくは身近で見聞きしたことがあるか(市民意識調査)】

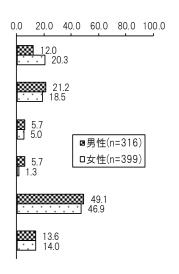
#### ①セクシュアルハラスメント(セクハラ)



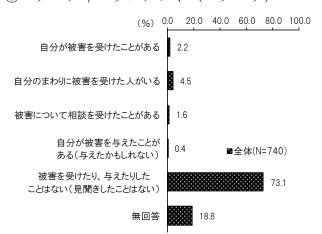


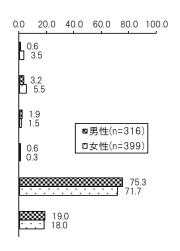
#### ②パワーハラスメント (パワハラ)



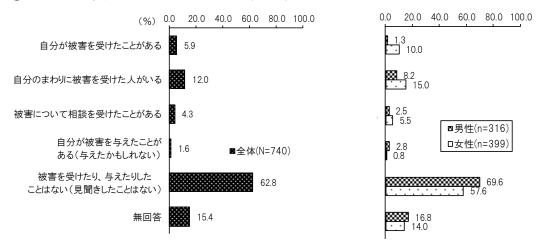


#### ③マタニティハラスメント (マタハラ)





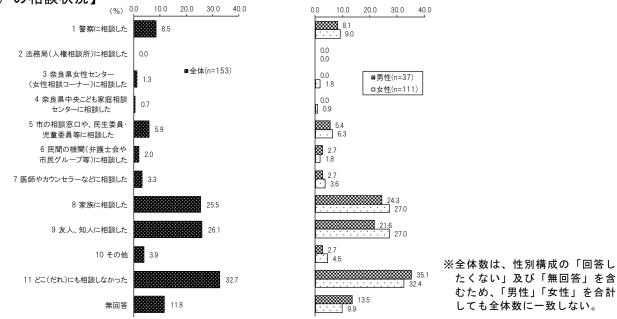
#### ④ドメスティック・バイオレンス (DV)



※全体数は、性別構成の「回答したくない」及び「無回答」を 含むため、「男性」「女性」を合計しても全体数に一致しない。

4種のハラスメントの被害状況について、「自分が被害を受けたことがある」「自分のまわりに被害を受けた人がいる」「被害について相談を受けたことがある」「自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)」のいずれの項目においても最も割合が高いのがパワーハラスメントで、次いで割合が高いのがセクシュアルハラスメントとなっています。

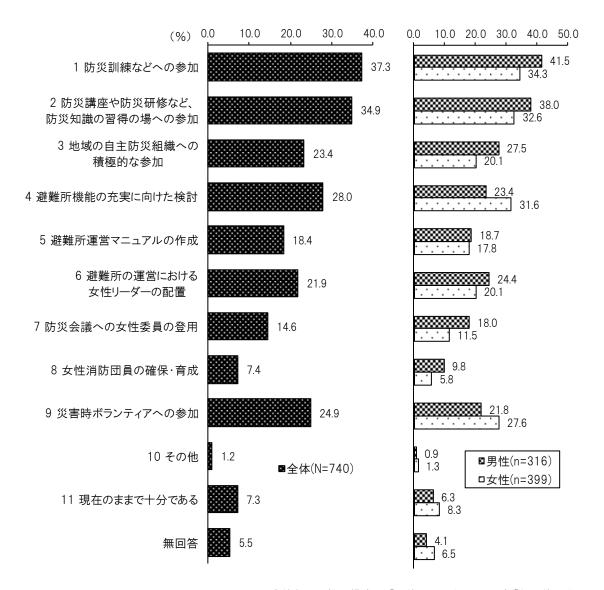
【④ドメスティック・バイオレンス(DV)経験者(「自分が被害を受けたことがある」「自分のまわりに被害を受けた人がいる」「被害について相談を受けたことがある」と答えた人)の相談状況】



DV経験者の相談状況については、全体では「友人、知人に相談した」の割合が 26.1% と最も高く、ほぼ並んで「家族に相談した」(25.5%)が続いています。一方、約3割(32.7%)は「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。

#### (9) 防災について

#### 【女性の活躍が必要だと思う取組について(市民意識調査)】

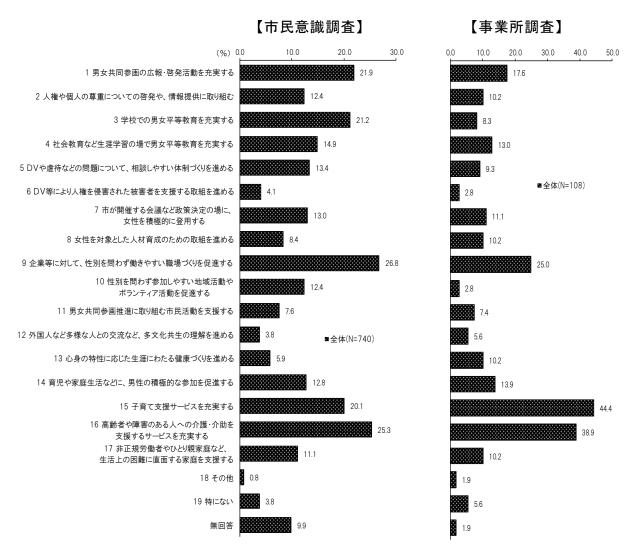


※全体数は、性別構成の「回答したくない」及び「無回答」を 含むため、「男性」「女性」を合計しても全体数に一致しない。

防災・災害復興対策で必要とされる女性の活躍については、「防災訓練などへの参加」が 37.3%と最も高く、次いで「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」 (34.9%)、「避難所機能の充実に向けた検討」(28.0%)、「災害時ボランティアへの参加」 (24.9%)の順となっています。

性別では、男性は女性に比べ「防災訓練などへの参加」「地域の自主防災組織への積極的な参加」などの割合が高く、女性は「避難所機能の充実に向けた検討」「災害時ボランティアへの参加」などの割合が男性を上回っています。

## (10)男女共同参画社会の実現について 【男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこと】



男女共同参画の推進に市が力を入れるべきことについては、市民意識調査の結果では、「企業等に対して、性別を問わず働きやすい職場づくりを促進する」の割合が 26.8%と最も高く、ほぼ並んで「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」(25.3%) が続き、以下「男女共同参画の広報・啓発活動を充実する」(21.9%)、「学校での男女平等教育を充実する」(21.2%)、「子育て支援サービスを充実する」(20.1%)の順となっています。

事業所調査の結果では、「子育て支援サービスを充実する」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」(38.9%)、「企業等に対して、性別を問わず働きやすい職場づくりを促進する」(25.0%)、「男女共同参画の広報・啓発活動を充実する」(17.6%)、「育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」(13.9%)の順となっています。

市民、事業所ともに、子育てや介護に関する施策の充実と男女共同参画の啓発を求める意見が上位を占めています。

# 第3章

# 計画の内容

# 第3章計画の内容

1 計画の体系

# 助け合い 豊かに暮らせる まちづくり

基本目標		基本方針	基本施策
_	_	1 <del>2.</del> 5mg/ <del>1</del>	①男女共同参画社会実現への意識啓発
基本目標 <b>1</b>		1 意識改革	②男女共同参画に関する情報収集と情報提供
男女共同参画社会 実現への意識づく		2 男女共同参画を推進	①保育・教育における男女共同参画の推進
b)		する保育・教育、学 習の充実	②社会生活における男女共同参画学習の推進
			①事業所での男女共同参画促進
		3 働く場における男女 共同参画の推進	②農林業及び商工業等自営業での男女共同参画促進
基本目標 2		,	③女性の人材活用とチャレンジ支援
あらゆる人が参画	_	4 政策・方針決定過程	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
できる基盤づくり		における女性の参画   拡大	②地域活動等における方針決定過程への女性の参画の促進
		5 防災・減災活動、ま	①様々な人の視点での防災対策の推進
		ちづくりの推進	②地域活性化のためのまちづくりの推進
		6 ワーク・ライフ・バ	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
	Г	ランスの実現	②ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援体制の充実
			①男性の家事や子育て・介護などへの参画促進
基本目標 3		7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備	②あらゆる人がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり
互いに支え合う 環境づくり			③子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実
東元 ン ( り			①ひとり親家庭等への支援の充実
		8 援助を必要とする人 への支援	②在住外国人家庭への支援の充実
			③高齢者や障がいのある人への支援の充実
			①あらゆる暴力根絶にむけた意識啓発の推進
		9 あらゆる暴力に対す	②あらゆる暴力根絶のための学習機会の提供
<u>.</u>		る対策の推進	③あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化
基本目標 4			④被害者に対する相談・支援体制の充実
互いに尊重し安心 して暮らせる環境	+	10 ハラスメントの防止	①ハラスメント防止のための啓発の推進
づくり		対策の推進	②庁内でのハラスメント対応体制の整備
			①性を正しく理解・尊重するための教育と啓発
		11 性の理解と生涯を通じた健康支援	②心身の健康づくりへの支援
			③妊娠・出産等への支援

# 基本目標 7 男女共同参画社会実現への意識づくり

## 基本方針 1 意識改革

#### 【課題】

男女の平等意識については、市民意識調査の結果から、家庭生活や仕事場、地域活動、政治の場、社会通念やしきたり・習慣など、すべての分野において「男性優遇」と答えた人の割合が、「女性優遇」と答えた人の割合を上回っています。そう意識させる要因には、性別による偏見や社会のしくみ・慣行等が男性中心であること、人々の中に形成された「男はこうあるべき、女はこうあるべき」と性別による役割を固定した考え方"固定的な性別役割分担意識"が根強いことが考えられます。

こうしたしくみや慣行等、固定的な性別役割分担意識は、男女の様々な分野への参画を妨げ、生き方の選択の幅を狭めるとともに、可能性にみちた子どもたちの未来を制限することにもなります。

しかし、長年積み重ねられたこれまでのしくみや慣行等、固定的な性別役割分担意識は、 簡単に解消できるものではなく、継続した啓発活動等が必要です。

#### 【今後の方向性】

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮でき、自分らしく生きることができるよう、男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させることが重要です。

また、市の様々な施策に男女平等や男女共同参画の視点を取り入れるためには、それを企画・展開する行政職員がそれらの考え方を理解していることが前提となります。施策を推進していくためには、ライフスタイルの多様化に伴った、暮らしの様々な場面におけるしくみや慣行等を男女共同参画の視点に立って見直し、人権尊重意識と男女平等意識の浸透を図るために、様々な機会にあらゆる人への幅広い広報・啓発活動や情報提供を積極的に展開します。

#### ① 男女共同参画社会実現への意識啓発

家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場面において、誰もが自らの意思で多様な生き方を 選択し、自分らしく生きることができるよう、広報や啓発活動に取り組みます。子どもから 高齢者に至るまでの幅広い層に向けて、それぞれにとって親しみやすく、わかりやすい広報 や啓発活動を工夫し、誰もが共感できるような地域に根ざした身近な情報発信を推進します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	○「男女共同参画週間」「人権週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を活用し、また市のホームページや広報誌等様々な媒体を利用した情報発信を充実します。 ○固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。 ○市の様々な作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。
2	行政職員への男女平 等・男女共同参画意識 の浸透	〇市職員が業務を行う上で、男女共同参画に配慮した対応、また施策を進められるように研修、情報提供を充実します。

#### ② 男女共同参画に関する情報収集と情報提供

男女共同参画、女性活躍の施策については、世界の動向に影響を受け、国や奈良県の方向性が市の施策に大きく関わることから、世界、国、奈良県、近隣市町村における男女共同参画施策について積極的に情報収集・提供を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
3	男女共同参画に関する 情報収集・研究の充実	〇男女共同参画、女性活躍施策を進めるための資料となるよう、世界、国、奈良県、近隣市町村における男女共同参画施策の情報収集・研究に努めます。
4	男女共同参画に関する 情報提供の充実	〇男女共同参画の考え方を浸透させるために講演会を開催します。

#### みんなで取り組みましょう!

○暮らしにおけるしくみや、慣行の中にある固定的な性別役割分担意識 を変えていきましょう。



## 基本方針 2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実

#### 【課題】

家庭生活や学校教育、生涯学習は、男女平等・男女共同参画意識や人権の尊重意識を育み、 性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力にあった多様な生き方を選択すること ができる力をつけるために大きな役割を果たします。

市民意識調査の結果をみると、望ましい子どもの育て方について、「男女ともに社会人として自立できるようにする」と答えた人は 78.4%、「男女に関わらず、子どもの個性に応じて育てる」と答えた人は 65.4%となっており、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別) にとらわれない教育が求められています。

さらに、長寿社会の中で時代に柔軟に対応していくためには、男女共同参画についての正 しい意識を持ち、自主的・主体的に行動できる能力が求められます。生涯にわたり、すべて の人が互いの人格と人権を尊重する意識を育む機会が確保されることが必要です。

#### 【今後の方向性】

子どもが基本的な生活習慣・能力、豊かな情操、人間の尊厳といった基本的倫理観、自立 心や自制心、社会的なマナー等を身につける上で、家庭生活や保育・教育の場は重要な役割 を果たすという認識をもち、男女平等・男女共同参画とともに人権尊重意識の浸透を推進し ます。

保育・教育現場においては、社会の一員としての自覚と責任感及び男女平等・男女共同参画について、子どもの発達段階に応じた指導に努めます。

生涯学習においては、生きがいを持って豊かな人生を送ることができる機会を提供し、そ の成果を活かすことのできる社会の実現を目指します。

### ① 保育・教育における男女共同参画の推進

保育士や教職員は、子どもたちが、性別にとらわれずのびのびと個性や能力を発揮できるよう自らが男女平等・男女共同参画の意識を持ち、保育・教育できるよう研修等の実施を図ります。

子どもたちが個性を活かし、生きる力を身につけて自立した生活ができるよう保育・教育 を進めていきます。

また、インターネットによる性犯罪、各ハラスメントの防止と対応、LGBTQへの配慮など人権問題について積極的に取り組みます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
5	男女平等の視点に立った保育・教育環境の整備	○男女共生保育・教育を充実します。 ○保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。 ○保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。 ○保育所保育指針、教育・保育要領、幼稚園教育要領、学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階に応じた適切な保育・教育を実施します。 ○教材などの点検・改善をします。
6	子どものエンパワー メント支援	<ul> <li>○性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。</li> <li>○保育体験・職場体験を通したキャリア教育を推進します。</li> <li>○生きる力を身につけるための学習機会を提供します。</li> <li>○社会を生き抜く力を養う教育環境の整備をします。</li> <li>○「夢」、「志」の実現のために家庭・地域・学校の連携を目指す諸施策を展開します。</li> </ul>





## ② 社会生活における男女共同参画学習の推進

あらゆる世代の男女が、生涯を通して生きがいをもって豊かに生活できるよう多様な学習 機会を提供します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
		〇市民参加による講座、学習会等生涯学習機会を提供しま
	人権尊重・男女共同	ਰੇ.
7	参画社会推進のため	〇人権教育推進協議会を中心としたネットワークの充実を
	の学習機会の提供	図ります。
		〇男女共同参画の意識向上を図る学習機会を提供します。



# 基本目標2 あらゆる人が参画できる基盤づくり

# 基本方針 3 働く場における男女共同参画の推進

#### 【課題】

働く場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、就業環境の整備を図ることが重要です。

事業所調査の結果をみると、事業所において女性管理職を登用することに対する問題点について、「特に問題はない」が 45.4%、「女性従業員が少ない」が 25.0%と高い割合を占めてはいますが、次いで高い項目として、「女性自身が管理職になることを希望しない」が 16.7%、「必要な知識や経験、判断力を有する女性が少ない、いない」が 13.0%となっており、固定的な性別役割分担意識による男性中心の組織のあり方や、女性自身の経験不足や役職に就くことへの抵抗感があると考えられます。

就労意欲のある女性が、就職や再就職また起業できるよう、女性活躍推進法について事業 所や市民に周知することが必要です。職場でのキャリアアップの実現、出産・子育てなどで いったん中断した仕事に復帰できるよう、また起業に向けてチャレンジできるよう学習機会 などの情報提供、仕事と家庭への両立支援の充実が必要です。

#### 【今後の方向性】

事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、就労意欲のある女性がそのライフスタイルに あった就業ができるよう、キャリアアップのための学習機会・就職機会の情報提供、人材活 用促進などの支援を関係機関との連携のもと推進します。

また、多様な働き方に関する情報提供とともに、女性のエンパワーメント支援につながる情報提供の充実に努めます。事業所や関係機関と連携し、性別を理由とする差別的取扱いや非正規雇用者の処遇、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の根絶、男女の均等な機会及び待遇の確保を推進します。

# ① 事業所での男女共同参画促進

性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の根絶、非正規雇用者の処遇、男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

事業所へのポジティブ・アクション (積極的改善措置)の推進等による男女間格差の是正 を関係機関との連携のもと推進します。また、女性活躍推進法の基本的な考え方を踏まえ、 就労意欲のある女性がそのライフスタイルにあった就業ができるよう、意欲や能力を向上さ せるための学習機会の情報提供等に努めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
8	事業所への「女性活躍推進法」の周知	<ul> <li>○「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等の法律・制度等の周知をします。 ・広報誌及びホームページ掲載、講演会開催・チラシ等の配布</li> <li>○長時間労働の抑制、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働きやすい職場づくりに関する研修等の情報提供をします。 ・広報誌及びホームページ掲載、チラシ等の配布</li> <li>○妊娠・出産・子育て、介護を担う労働者が働き続けられるよう、職場環境の整備についての情報提供や啓発活動を行います。</li> <li>○セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等様々なハラスメント防止のための情報提供や啓発活動を行います。</li> </ul>

## ② 農林業及び商工業等自営業での男女共同参画促進

農林業や自営業に携わる人が十分に能力を発揮できるよう、家族従業者の役割に対する 意識啓発を進めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
0	就業条件改善への情 報提供	〇就業条件改善に向けた啓発活動等に努めます。 〇農業従事者に対して家族経営協定の周知を図ります。

# ③ 女性の人材活用とチャレンジ支援

女性の様々な分野への参画拡大は、男女の均等な機会及び待遇の確保を図り、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要な取組です。

行政が率先して女性参画のポジティブ・アクション (積極的改善措置)をするとともに、 事業所や地域へも女性の参画の推進を行っていくことが重要です。同時に、政策・方針決定 の場に女性が参画するためには、女性のエンパワーメント支援のための施策を進めることが 重要です。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
10	五條市女性職員の活 躍の推進	〇女性活躍推進法に基づく「五條市特定事業主行動計画」、 「五條市人材育成基本方針」に基づき、公平平等な職員の 採用及び女性の管理職登用、男性職員の育児参画を促進し ます。
11	就業・起業を目指す 女性に対する支援	<ul><li>○国や県等が主催のセミナー・講演会等の情報収集と情報提供を行います。</li><li>・広報誌、ホームページ掲載</li><li>○あらゆる業種に携わる女性の意見交換のための集いを実施します。</li></ul>



- 〇農林業や商工業などの自営業の方は、家族で話し合って経営の方針や休日・労働時間などの就労環境について文書で取り決めましょう。
- ○男女がともに働きやすい職場づくりに努めましょう。
- 〇起業・再就労を目指す女性は、働きたい気持ちを大切に、自分らしく働く ための知識や技能を身に付けるため、研修・講座などを活用しましょう。

# 基本方針 4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

#### 【課題】

活力ある社会、誰もが暮らしやすい社会の実現には、男女がともにあらゆる分野に参画し、 政策や方針決定の場において、男女双方の意見が反映されることが重要です。

しかし、あらゆる分野において女性の参画は徐々に進んできてはいるものの、男性に比べ 十分に参画、活躍できていないのが現状です。

今後、方針決定の場に女性の参画を拡大していくためには、団体等において、ポジティブ・アクション (積極的改善措置)等の方策により積極的に女性の参画、活躍を奨励していくことが求められます。

#### 【今後の方向性】

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、まず、市が率先してあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進めていきます。 市民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待されます。

## ① 市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

あらゆる世代の人が、性別にとらわれることなく社会の一員として、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって、行政において、意見が反映される仕組みづくりの推進に努めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
12	男女共同によるまち づくりの推進	○「委員会」「審査会」等への女性委員登用割合 30%以上 の実現を目指します。

## ② 地域活動等における方針決定過程への女性の参画の促進

五條市の自治会長の女性割合は、3.1% (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日時点) にとどまっています。

また、「市民意識調査」によると、「PTA、子ども会など」においては女性の参加割合が 男性の参加割合を上回っていますが、「自治会、老人会」「防災、防犯活動など」の参加割合 は、男性が女性を大きく上回っています。それぞれの意見や価値観が、方針決定に活かされ、 ともに地域づくりを担うことができるよう、方針決定過程における女性の参画を促進します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
13		〇自治会等の地域活動団体の方針決定過程への女性の参画
		を促進します。
	あらゆる人が参画す	〇自治会等役員への女性登用の拡大を促進します。
	る地域活動の促進	〇住みよい地域社会を築くために、慣行を見直し、方針決定
		過程へあらゆる人の意見や考え方を反映させるように促
		進します。



## みんなで取り組みましょう!

〇自治会やPTAなどの役員、また責任ある立場に選ばれたときは、性別に関わらず、積極的に引き受けましょう。

# 基本方針5 防災・減災活動、まちづくりの推進

## 【課題】

五條市においては、平成23 (2011)年9月に紀伊半島大水害で甚大な被害が発生し、また、近年、全国的に大規模な自然災害が多発し、市民の防災意識は高まっています。

市民意識調査の結果によると、防災・災害復興対策において女性の活躍が必要だと思う取組について、「防災訓練などへの参加」が37.3%と最も高く、次いで「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」が34.9%、「避難所機能の充実に向けた検討」が28.0%となっており、女性が防災訓練や防災知識の習得の場へ参加することで、避難所や災害用備品においての性差によるニーズの違いを把握することの必要性が求められています。高齢者、子ども、障がいのある人などへの配慮の必要性が取り上げられ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、様々な人の視点を取り入れた防災体制の整備が求められています。

また、少子高齢化の進展、人間関係の希薄化や核家族化の中、住みよい地域をつくるためには男女共同参画の視点に立った地域活動の運営が不可欠となっています。

#### 【今後の方向性】

防災・減災活動において、防災訓練の実施や地域の自主防災組織へのあらゆる人々の 積極的な参加を促進し、様々な人の視点やニーズを活かした防災体制の整備・充実を図 ります。

また、あらゆる人々が協力しながら地域行事等様々な分野で活動でき、意思決定の場にも、多様な人材が集うよう推進します。

# ① 様々な人の視点での防災対策の推進

地域における自主防災組織等の育成やボランティア活動を通じて地域の防災力の向上を 図り、それらの活動において男女共同参画を推進します。

災害復興体制においては、避難所の設置・運営体制、被災者に対する相談体制、災害用備品等、様々な人のニーズに応じることができるよう努めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
14	防災対策の推進	○防災訓練や自主防災組織への積極的な参加を促進します。
		〇地域での啓発や情報提供を行い、防犯体制の充実を推進し
		ます。
		〇五條市女性消防団等の活躍を推奨するとともに、今後の活
		躍の促進を図ります。
		○高齢者や障がいのある人などの視点に立った避難所運営体
		制の検討を進めます。

## ② 地域活性化のためのまちづくりの推進

地域活動の場では、様々な人の視点を取り入れ、誰もが参画して、地域おこし、まちづくりを進めるなど、地域の活性化を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
		○様々な人が参画して新しい視点でまちを見直し、誰もが住
	様々な人が参画す	みよい地域社会を築いていくため、それぞれの主体的な活
15	るまちづくりの推	動を推進します。
	進	○各地域へ情報提供を行い、地域活性化の促進に取り組みま
		す。

- ○防災訓練や防災研修などに積極的に参加しましょう。
- 〇高齢者、子ども、障がいのある人、外国人など様々な人の視点を踏まえて、防 災対策の立案や避難所の運営等に努めましょう。
- ○自分が生活する地域に関心を持ち、自らができることから取り組みましょう。

# 基本目標 3 互いに支え合う環境づくり

# *基本方針 6* ワーク・ライフ・バランスの実現

#### 【課 題】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域 生活などにおいても子育て期、中年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、 実現できるワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共同参画社会の実現において重要な課 題です。

市民意識調査の結果をみると、「仕事」「家庭(家事・育児・介護を含む)」「プライベート(趣味や学習・地域活動・付き合いなど)」のバランスの理想と現実について、理想では「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」と答えた人が30.9%と最も多く、次いで「仕事と家庭を優先する」と答えた人が21.1%で合計5割以上の人がワーク・ライフ・バランスの実現を望んでいます。しかし、現実では「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」(4.5%)、「仕事と家庭を優先する」(29.1%)と答えた人は、合計3割にとどまり、「仕事を優先する」(30.4%)と答えた人の割合が最も高いのが現状です。

また、事業所調査によると、育児・介護と仕事の両立支援への取組について、「特に取り組んでいることはない」と答えた事業所は31.5%となっており、「育児・介護における休業制度を設けている」(49.1%)、「勤務時間短縮などの措置を講じている」(46.3%)はそれぞれ5割以下にとどまり、市内事業所において育児・介護等を担う労働者に対する支援制度が十分でないことが分かる結果となっています。

多様で柔軟な働き方ができる事業所の増加や、子育てや介護等に関する社会的サービスの 充実、パートナーが子育てや介護等に参画できるよう、長時間労働の抑制、年次有給休暇や 育児休業・介護休業等を取得しやすい労働環境の整備が望まれています。

#### 【今後の方向性】

働くことは、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすと同時に家事・育児、地域活動も 欠かすことはできないものであり、双方の充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増 します。ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう労働者、事業所に対して様々な支援、 啓発活動に取り組みます。

# ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の双方の調和の実現を目指し、情報提供・啓発活動に取り組みます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
16	ワーク・ライフ・バラ ンスの実現のための 啓発	〇長時間労働の抑制、年次有給休暇や育児休業・介護休業等を取得しやすい労働環境づくりのための情報提供や啓発活動を実施します。 〇事業所と労働者が協調し、職場の意識や働き方の改革に取り組めるよう情報提供を行います。

## ② ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援体制の充実

労働者が、仕事と子育て、家庭や地域活動のバランスが取れたライフスタイルを確立できるよう子育てや介護サービス等の支援体制を充実します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
17	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul><li>○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に基づいて、仕事と介護の両立ができる環境の整備を進めます。</li><li>○多様な就労形態に対応し、仕事と子育ての両立ができる保育サービスを充実します。</li><li>○職場における健康確保対策を推進します。</li></ul>

- ○「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など労働関係法令に関心を持ち、 事業主は法を遵守しましょう。
- ○年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めましょう。
- 〇男女ともに育児・介護休業等を取得しやすい職場環境整備に努めましょう。



# 基本方針 7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備

#### 【課 題】

五條市においては、市民意識調査の結果をみると、全国、奈良県と比較して、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の割合は低く、性別による固定的な役割分担意識は比較的低くなっています。しかし、家庭内の仕事の分担の質問においては、「日常の家事」「日常の家計の管理」「家族の介護や看護」「子育て」において、理想では「父母又は夫婦が協力して」という回答の割合が高いにも関わらず、現実では「主に母や妻が行っている」という回答の割合が高く、家庭内での女性の負担感は依然大きくなっています。男性も家事や子育て、介護などを積極的に行うことができるよう支援することが必要です。

また、男女共同参画社会の推進に市が力を入れるべきことについて、市民意識調査及び事業所調査の結果から、「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」の回答の割合が高く、子育てや介護等の負担軽減のための支援の充実が求められています。

#### 【今後の方向性】

男女がともに協力しながら家庭での責任を果たし、家族全員が家事・子育て・介護・ 地域活動等に積極的に参画することを促進します。

また、保育サービス・教育や放課後児童健全育成事業の充実など、子どもが健やかに成長できる子育て支援の環境整備に努めます。さらに、介護が必要な高齢者や障がいのある人を介護する家族についても、介護や生活支援等のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図ることで仕事と介護が両立しやすい環境整備に努めます。

# ① 男性の家事や子育て・介護などへの参画促進

男女がともに責任を担い、家庭生活・地域活動・仕事をバランスよく行うことは、男女 共同参画社会の基本であり、豊かで活力ある社会をつくるうえでも重要なことです。

女性に偏りがちな家事や子育て、介護等の負担を軽減するため、家族全員が協力して家事 や子育て、介護等を行う意識の醸成を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
18	男性を対象とした家 事・子育て・介護等の 学習機会の充実	〇男性の家事や子育て、介護等への積極的な参画を促進する ため、それらに関する学習機会の提供の充実を図ります。 ・両親教室の実施 ・男性料理教室の実施 ・介護教室の実施
19	家族が協力して家庭 生活を営むための意 識啓発と学習機会の 提供	○固定的な性別役割分担意識や性別にとらわれず、家族で家事や子育て、介護等の家庭的責任を果たすことができるよう、家庭における男女共同参画意識を高めるための情報提供を行います。 ・広報誌、ホームページへの啓発記事の掲載・ワーク・ライフ・バランスについての啓発
20	相談体制の充実	○夫婦関係や親子関係等、家庭が抱える問題に適切に対応するため、女性のための相談等の相談体制の充実、連携を図ります。 ・心の健康相談等実施



- 〇自分でできる身の回りのことは自分で行い、家事能力を身につけましょう。
- ○家族みんなで家事や子育て、介護等を協力し、担いあいましょう。
- ○各種教室に積極的に参加し、活用しましょう。

# ② あらゆる人がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり

性別にとらわれることなく、誰もが助け合いながら、自主的・主体的に地域活動等に参画 しやすい環境づくりに取り組みます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
21	地域活動等に参画しやすい環境づくりの推進	<ul><li>○男女共同参画講演会を開催し、意識改革の推進を図ります。</li><li>○地域活動にあらゆる人が参画し、地域の日常的な活動がしやすい環境づくりを進めます。</li></ul>



# ③ 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実

子どもの成長を見守り、子育て家庭の支援を促進します。

また、高齢者や障がいのある人を介護する家族については、在宅福祉サービスや福祉施設サービスを充実し、介護者の負担軽減を図るとともに、地域のボランティアなどによる支援体制の充実を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
22	子育て支援サービスの充実	<ul> <li>○子どもの成長を見守り、子育て家庭を応援する地域の子育て支援を促進します。</li> <li>・妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問・子育てに関する相談体制の推進・子育てに関する学習機会の提供・出産前後の体調管理と母親同士の仲間づくりのための子育て教室の開催</li> <li>○多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。</li> </ul>
23	介護サービスの充実	<ul><li>〇介護支援サービスに関する情報提供、家族介護者への支援や相談体制の充実を図ります。</li><li>・介護教室を開催し家族介護の支援</li><li>・介護に関する総合相談による支援</li></ul>



# 基本方針8 援助を必要とする人への支援

#### 【課題】

ひとり親、高齢単身者等、生活上の困難に陥りやすい人が増加しています。生活困窮 世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求めら れています。

また、障がいのある人は、障がいに加えて複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する必要があります。

在住外国人が、言葉や文化、生活習慣の違い等から地域における孤立等の困難な状況に置かれていることに留意しつつ、市内で生活する外国人への就労支援、制度・生活に関すること等についての多言語での情報提供や相談体制の整備を進める必要があります。

#### 【今後の方向性】

複雑に変化する社会情勢の中、生活困難な状況に置かれている人の視点に立ち、様々な人々が安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

ひとり親家庭や在住外国人家庭であること等により生きづらさを感じることがないよう、多様な生き方を認め合える意識の醸成とともに、それぞれの家庭が安定した生活を 過ごすことのできる環境づくりの取り組みを推進します。

また、高齢者や障がいのある人とその家族が地域で安心して暮らせる社会を目指し環境づくりに努めます。

# ① ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の実情に応じた支援ができるよう関係機関等との連携を強化します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
	ひとり親家庭等への支援	〇ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう、生活支
		援、子育て支援、就業支援等を充実します。
24		○相談体制の充実を図ります。
		〇母子父子自立支援員等の相談担当者等に対して、男女共同
		参画の視点に配慮した対応ができるよう研修を行います。

# ② 在住外国人家庭への支援の充実

在住外国人やその子供たちが、言葉や文化、生活習慣の違い等により地域から孤立してしまうということなく、安心して生活ができるように情報提供や相談の充実、学習機会の提供を進めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
	在住外国人家庭へ の支援	〇公民館での日本語を学びながら互いの文化について交流し
		多文化共生を目指すクラブ・サークル活動の広報に努めま
25		す。
		○五條市ホームページの外国語の翻訳機能により、市政等の
		情報提供をします。



# ③ 高齢者や障がいのある人への支援の充実

高齢者や障がいのある人が能力開発、社会参画促進、就労促進するための支援を充実し、 就労意欲のある人が働き続けることができるよう就業・生活面の支援を充実します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
26	公的年金制度や社会 保障制度の周知徹底	○老後における経済的支援として、公的年金や医療費などに ついての情報提供を行います。
27	ひとり暮らしの高齢 者の生活支援・生き がいづくりの推進	○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」 に基づき、生きがいを持って生活できるよう社会に開かれ た活動の場や機会の拡充を図ります。 ・高齢者の就労機会の充実、生涯学習、生涯スポーツの推 進 ・生活支援事業の推進
28	高齢者の人権の尊重	○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」 に基づき、高齢者の権利擁護や虐待防止、成年後見制度の 利用支援の推進をします。
29	障がいのある人への 生活自立の支援	○「五條市障害者計画」「五條市障害福祉計画」「五條市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人が地域とのつながのの中で自尊心と自立心をもって暮らせる共生社会を目指して支援提供体制を整備します。



- ○多様な家族形態や生き方があることを理解し、認め合い助け合いましょう。
- 〇みんなが安心して暮らせるよう、地域で支え合いましょう。
- ○福祉サービスを積極的に活用しましょう。

# 基本目標 4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり

# **基本方針 夕** あらゆる暴力に対する対策の推進

#### 【課 題】

市民意識調査の結果によると、「DV被害を受けたことがある」と回答した女性は10.0%、 男性は1.3%で、DV被害者の多くは女性であることが分かる結果となっています。女性 に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男 性に比べて更に従属的な状況に追い込む重大な社会的問題です。

また、DV被害者の相談状況については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が32.7%と最も高く、他人に知られたくないこととして表面化することなく、これまでは個人的な問題や家庭内の問題としてとらえられていました。

相手を暴力で支配しようとする行為は、重大な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会の実現に向けての重要な課題です。

#### 【今後の方向性】

DVが重大な人権侵害であり、決して許されるものでないとの認識を広く社会に徹底させることが必要なため、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を認めない社会意識の醸成を図ります。

特に、若い世代における交際相手からの暴力等は、将来DVにつながる可能性が高いことから、若い世代に向けての教育・啓発が重要であるため、暴力防止等の理解を深めるための情報や学習機会を提供します。被害に関する相談に対しては、迅速で的確な対応がとれるよう、関係機関との連携を強化します。

また、DVが子どもに対する暴力につながる場合も多くあることから、児童虐待においても、今後も啓発活動や支援体制の整備に努めていきます。

# ① あらゆる暴力根絶にむけた意識啓発の推進

暴力は、被害者の人権を侵害するとともに、重大な犯罪行為であるため、暴力を許さない意識・環境づくりを推進します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
30	パートナーや子ども等 に対する暴力・虐待を許 さない意識の浸透	○暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。 ・オレンジリボン、パープルリボン活動 ○あらゆる暴力根絶のための学習機会を提供します。
	女性や子どもに対する	○性・暴力表現は、重大な人権侵害であり男女共同参画
31	性的な暴力の根絶に向	社会の形成を大きく阻害するものであるという観点か
	けた対策の推進	ら根絶に向けた啓発を行います。
32	暴力の発生を防ぐ環境	○犯罪防止の視点に立った公園等の整備等、犯罪被害に
32	づくり	遭わないまちづくりを推進します。

# ② あらゆる暴力根絶のための学習機会の提供

暴力は犯罪であるという認識を深め、被害者、加害者にならないための学習機会を提供します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
33	性的な暴力から身を守るための学習機会の提供	<ul><li>○インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪、売春等に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー)ための学習機会を提供します。</li><li>○DV防止法、ストーカー規制法等について周知します。</li></ul>
34	パートナーや子ども 等に対する虐待根絶 に向けた学習機会の 提供	○虐待は人権侵害であり犯罪であるという認識を深めるため、虐待防止のための講演会等の開催をします。 ○新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。

- ○次の世代を担う子どもたちをみんなで見守りましょう。
- 〇ひとりで抱え込まず、女性や子供に関する人権相談窓口を活用しましょう。



# ③ あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化

被害に関する相談に対しては、迅速で的確な対応がとれるよう、関係機関との連携を強化 します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
35	相談体制の充実	○DV相談、女性相談等ができる窓口を周知徹底します。 ○相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう 関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化しま す。
36	暴力防止のための関係機関との連携強化	〇適切な助言が迅速に行えるよう、警察署、こども家庭相談 センター、女性センター、配偶者暴力相談支援センターな ど、関係機関との連携を強化します。

# ④ 被害者に対する相談・支援体制の充実

相談窓口や関係機関と情報共有を行い、適切に対応するために相談体制の充実を図り、被 害にあった人や子どもの立場に立って支援を行えるよう体制を整備します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
37	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul> <li>○被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。</li> <li>○母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。</li> <li>○五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワークの組織機関の情報共有化による被害者の健全な発育発達及び安全な生活を支援します。</li> </ul>
38	子どもに対する支援	<ul><li>○健診や育児相談、保育・教育現場等、様々な機会を通して 児童虐待の発見に努めます。</li><li>○こども家庭相談センター等関係機関と連携し、被害者の子 どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。</li><li>○子育て支援講演会等を実施します。</li></ul>

# 基本方針10 ハラスメントの防止対策の推進

#### 【課題】

職場をはじめ様々な場面において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント 等の様々なハラスメント問題は、身体的な暴力、言葉や態度で精神的虐待を行う等深刻 化しています。

市民意識調査の結果をみると、セクシュアルハラスメントについて、「自分が被害を受けたことがある」(7.8%)と「自分のまわりに被害を受けた人がいる」(13.5%)と回答した人の合計は約2割、パワーハラスメントについて、「自分が被害を受けたことがある」(16.6%)と「自分のまわりに被害を受けた人がいる」(19.7%)と回答した人の合計は約4割で、誰にでも起こりうる決して軽視できない問題となっていることが分かる結果となっています。

ハラスメントは、精神的な苦痛を与え、個人の尊厳に関わる人権侵害となるだけでなく、業務遂行の妨げともなります。セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止についての啓発・情報提供を進め、男女ともにその能力が十分発揮される環境づくりが必要です。

ハラスメントの防止対策は、DVと同様に男女共同参画社会実現に向けての重要な課題です。

### 【今後の方向性】

市内事業所に対して、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等様々なハラスメントの防止について、継続的に啓発を行い、取組の重要性について働きかけます。 また、学校教育の場や地域活動での様々なハラスメントについても取組の推進を図ります。

# ① ハラスメント防止のための啓発の推進

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止にむけ、ハラスメントは人権侵害であることを、多様な媒体を通して広く市民・事業所等へ意識啓発を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
39	ハラスメントの防止 に関する意識啓発	〇職場や学校等での様々なハラスメントを防止するために 啓発活動を充実します。
40	ハラスメント被害の 相談体制推進	〇奈良労働局等関係機関との連携による相談体制を推進し 支援します。

## ② 庁内でのハラスメント対応体制の整備

ハラスメントは、職場環境が害され、業務遂行の妨げとなり、被害職員はもちろんのこと 周囲の職員にも不利益が生じます。職員一人ひとりが職場の構成員として良好な職場環境を 確保できるよう、研修等を通じハラスメント防止を徹底するとともに、相談体制の強化を図 ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
41	ハラスメントの防止 に関する意識啓発	〇ハラスメントの防止について周知徹底します。
42	ハラスメントの防止 のための職員に対す る研修等の実施	<ul><li>○ハラスメントを起こさない職場づくりを目指して、庁内研修を実施します。</li><li>○五條市人材育成基本方針により職員に求められる行動指針を明示します。</li></ul>
43	庁内における相談体 制の強化	〇人事担当課の相談体制の充実を図ります。

- ○様々なハラスメントを起こさない職場環境をつくりましょう。
- ○職場等での様々なハラスメントに関する悩みは、相談窓口を活用しましょう。



# 基本方針11 性の理解と生涯を通じた健康支援

#### 【課題】

身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で充実した生活を 送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

女性は、妊娠や出産など特有の身体的機能が備わっているため、男性とは異なる特有の健康上の問題に直面することが多くあります。性別による特性を踏まえた上で、女性自身の主体的な生き方を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)\*\*」の視点で、子どもを産む・産まないに関わらず、乳幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じ、精神面を含めた健康づくりを支援していく必要があります。

労働環境の悪化の影響や、固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な抑圧を受ける ことがないよう、全ての人の精神面での支援を充実させる必要があります。

性の多様性に関して、LGBTQに対する認知や制度的対応が世界的に進んでいますが、正しい知識と理解を持つための教育や啓発等の工夫が必要となります。性の問題については、インターネットにより容易に興味本位な情報も得られることから、幼少期から年齢に応じた正しい性教育が重要です。

### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)とは

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

#### 【今後の方向性】

人生の段階において、女性であるがゆえ、男性であるがゆえに直面する心身の不調、 生きづらさについて配慮した健康支援が求められています。リプロダクティブ・ヘルス /ライツ\*の視点に立って「女性の自己決定権」を保障することについて理解した上で、 あらゆる人の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

# ① 性を正しく理解・尊重するための教育と啓発

それぞれが互いの性を理解・尊重できるよう、学校教育等の場で、発達段階に応じた性に 関する正しい知識の普及を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
44	性同一性障がいや 性的マイノリティ 等への理解を深める啓発活動の推進	○性同一性障がいや性的マイノリティ等への理解を深め、正し い知識の普及に努めます。
45	多様性を認める意識の醸成	〇女性をはじめ、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人、 性的マイノリティ等の人権の尊重、多様性を認め合う共生社 会についての理解を深める施策を進めます。
46	発達段階に応じた 性教育の実施	〇互いの生と性を尊重し、多様な生き方を認め合えるよう、関係機関と連携を取りながら、発達段階に応じた性教育に取り組みます。

# ② 心身の健康づくりへの支援

性行為の低年齢化が進む中、それぞれが、互いの性を理解・尊重し、対等な立場で妊娠及 び出産について決定し、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得ることができるよう情報 提供、学習機会の提供を行います。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立って「女性の自己決定権」を保障すること について理解した上で、生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

また、人生のあらゆる段階において、健康に生活できるよう、健康づくりのための情報提供、啓発活動、学習機会の提供等を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
47	心身の健康に関す る情報提供、相談 の充実	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて情報提供を充実します。 ○妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、安心して相談できるよう相談体制を充実します。

		〇「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に
		基づいて、健康づくりの推進、認知症初期集中支援推進事業
	ライフステージに	等を進めます。
48	応じた健康管理体	○各種がん検診等の受診啓発活動や健康教室を実施します。
	制の充実	○食生活の改善の推進、健康づくりのための運動普及の推進を
		します。
		○各種健康相談の実施を進めます。
	乳幼児期から高齢	
49	期までのライフス	○「五條市食育推進計画」に基づいて、食育について啓発活動、
	テージにあわせた	料理教室の実施、幼少期からの体験学習を実施します。
	食育の推進	

# ③ 妊娠・出産等への支援

妊娠から出産期においては、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を 充実し、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容
50	妊娠・出産期の保健対策の充実	<ul> <li>○妊婦・新生児・乳幼児家庭訪問を実施します。</li> <li>○妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目ない支援を実施します。</li> <li>・妊婦健康診査受診の推進・発達相談支援室の設置・両親教室、母親教室、離乳食教室、子育て教室の開催・乳幼児健康診査、乳幼児健康相談の開催・生後3ヶ月児の母と子の育児教室の開催・発達障害親の会の開催・発達障害親の会の開催・一般不妊治療費助成金交付事業・生後1ヶ月母子健康診査費助成事業</li> </ul>

- ○性同一性障がいや性的マイノリティ等、性の多様性について理解しましょう。
- 〇お互いの性を理解し、尊重し合えるような家庭環境で子育てをしましょう。
- ○妊娠している女性と生まれてくる子どもについて理解を深めるため、パートナーも母子保健事業に積極的に参加しましょう。

# 第4章

# 計画の推進

# 1 推進体制の整備

# 1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策は、様々な分野に及ぶことから、全庁的な取り組みとして各部局の連携を図るとともに、職員一人ひとりが意識改革を行い、男女共同参画の視点をもって施策を展開することが重要です。今後はより一層、庁内の推進体制の強化を図り、市役所自体が男女共同参画を推進するモデル的な事業所として、男女がともに活躍できる職場づくりを目指します。

施策項目 具体的な施策・事業	
(1)全庁的推進体制の充実	<ul> <li>「五條市男女共同参画推進本部」の組織体制の充実及び強化を図り、本計画の施策を総合的・効果的に実施するための計画進行管理</li> <li>「五條市男女共同参画推進本部推進委員会」による調査、研究等の活動の充実</li> <li>・男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書の作成及び公表</li> </ul>
(2)関係機関との連携強化	・国、県及びその他関係機関との連携強化 ・近隣市町村との連携による情報交換、協力体制の強化
(3)男女共同参画モデル職場としての取組の推進	・性別にとらわれない職域拡大による能力の活用促進 ・女性職員の管理職への積極的な登用の推進 ・庁内各部署における男女共同参画推進リーダーの養成 ・セクシュアルハラスメント等の相談体制の充実 ・女性活躍推進法に基づく五條市特定事業主行動計画の推進
(4) 職員の多様性を認める意識の醸成	・性的マイノリティ等に対する偏見や差別をなくし、多様性 を認め合う共生社会について理解を深めるための研修の機 会、講演会等の受講職員の拡大

# 2. 男女共同参画審議会の機能充実

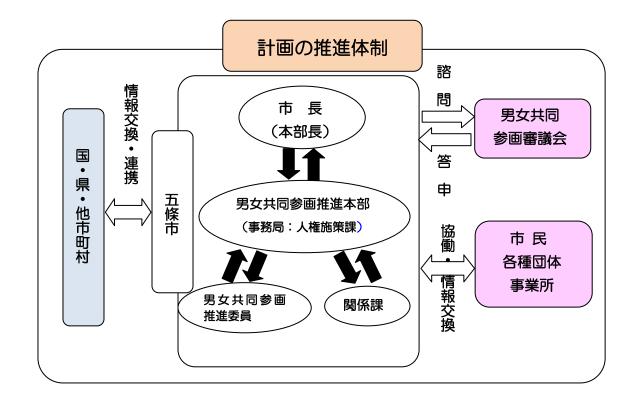
有識者や市民代表で構成される「五條市男女共同参画審議会」を設置し、施策の進捗状況の検証及び施策の推進に関する検討、助言をいただき、施策に反映します。

施策項目	具体的な施策・事業
(1) 施策の検証、評価及び計 画書の充実	・審議会を定期的に開催し、本計画に基づく施策の進捗状況 の検証、評価 ・社会情勢を踏まえ新たな課題について審議

## 3. 市民との協働・連携による推進体制づくり

男女共同参画社会の実現には、行政だけではなく市民、事業所、各種団体等地域社会が一体となった取組が重要であるため、協働・連携して取組を進めます。

施策項目	具体的な施策・事業	
(1)市内事業所との連携	・市内事業所との恊働による施策、事業の推進	
(2)各種団体等との連携	・市民や各種団体、NPO等との協働による施策、事業の推 進	



# 2 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとしていくため、計画の進行管理を行います。

具体的施策の中で、男女共同参画の進捗状況がわかりやすくなるものを、成果・活動指標に抽 出・設定し、目標値を定め、成果を測り、フォローアップを行います。

各事業の実施状況、目標の達成状況は、五條市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、 計画の進捗状況を市民にわかりやすく公表します。

基本目標	成果・活動指標	現状値 (平成 30(2018)年度)	目標値 (2028 年度)	出所 (担当課)
基本目標1	「男女共同参画社会」という言葉の認知 度(「内容まで知っている」と「見聞きしたこ とがある」と答える人の合計の割合)	女性 67.2% 男性 72.1%	女性 80%以上 男性 80%以上	人権施策課
	男女の地位の平等感「学校教育の場」で "平等"であると答える人の割合	女性 48.1% 男性 48.4%	女性 80%以上 男性 80%以上	人権施策課
男女共同	男女の地位の平等感「社会全体でみて」 "平等"であると答える人の割合	女性 14.3% 男性 22.8%	女性 50%以上 男性 50%以上	人権施策課
参画社会	市ホームページ「男女共同参画」のペー ジのアクセス数	705件 (平成29 (2017)年度)	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
実現への	市職員「男女共同参画研修」の開催回数	年〇回	年 1 回以上 (新規採用者、階層別)	秘書課 人権施策課
男女共同参画社会実現への意識づくり	男女共同参画講演会への参加人数	93人	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
ා 	地区別懇談会の受講者数	639人 (平成 29 (2017) 年度)	前年度以上 (毎年度)	生涯学習課
基本	男女の地位の平等感「仕事場」で"平等" であると答える人の割合	女性 25.1% 男性 35.4%	女性 50%以上 男性 50%以上	人権施策課
基本目標2	男女の地位の平等感「地域活動の場」で"平等"であると答える人の割合	女性 30.3% 男性 41.8%	女性 50%以上 男性 50%以上	人権施策課
あらゆる	市の管理職 (課長補佐以上) に女性が占 める割合	23.3% 27/116人	30%以上	秘書課
あらゆる人が参画できる基	校長・教頭職に女性が占める割合	<小学校> 37.5% 3人/8校 <中学校> 40% 2人/5校	継続的に増加	教育総務課
きる基盤づくり	審議会等の女性委員の割合	26.4%	30%以上	各課
り	自治会の会長職に女性が占める割合	3.1% 9/295人	10%以上	地域政策課

基本目標	成果・活動指標	現状値 (平成 30(2018)年度)	目標値 (2028 年度)	出所 (担当課)
	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)」という言葉の認知度(「内容まで知っている」と「見聞きしたことがある」と 答える人の合計の割合)	女性 51.3% 男性 60.5%	女性 80%以上 男性 80%以上	人権施策課
基本目標3 互い	家庭内の仕事の分担で"主に担っている" と答える人の割合 ① 「日常の家事」 ② 「家族の介護や看護」 ③ 「子育て」	"父母又は夫婦が協力 人の割合 ① 13.4% ② 27.0% ③ 30.5%	JUT"と答える ① 60%以上 ② 70%以上 ③ 70%以上	人権施策課
互いに支え合う環境づくり	市男性職員の育児休業取得率	14.3% 1/7人 (平成29(2017)年度)	前年度以上(毎年度)	秘書課
境づくり	母子自立支援就労相談件数	6件 (平成29(2017)年度)	継続実施	児童福祉課
	「Gojo 元気サポーター」養成講座 終了者数	女性 34 人 男性 2 人 合計 36 人	継続実施	地域包括支援       センター       社会福祉協議会       保健福祉       センター
基本目標4	暴力防止、暴力根絶のための啓発活動 (オレンジ・パープルリボン運動)	年5回実施 1,000 人(累計)	継続実施	保健福祉センター
係   4   互い	健康寿命(65 歳時の平均自立期間)	女性 21.04 年 男性 18.36 年 (平成 28 (2016) 年度)	男女とも延伸	奈良県 健康推進課
に	母親教室・両親教室への参加者数	41.1% 58/141 人 (平成 29 (2017)年度)	前年度以上 (毎年度)	保健福祉センター
心して暮	子宮がん検診の受診率(20~69 歳)	21.8% (平成 29 (2017)年度)	前年度以上 (毎年度)	保健福祉 センター
尊重し安心して暮らせる環境づくり	乳がん検診の受診率(40~69歳)	25.4% (平成 29 (2017)年度)	前年度以上(毎年度)	保健福祉センター
児づくり	健康ホットライン(こころの相談)	59 人 (平成 29 (2017)年度)	自殺者数の減少	保健福祉センター

# 資 料

- 1 DV被害者支援【住民基本台帳の閲覧制限】
- 2 用語解説
- 3 世界人権宣言
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 6 児童虐待の防止等に関する法律(目的と定義のみ)
- 7 ストーカー行為等の規制等に関する法律(目的と定義のみ)
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
- 9 奈良県男女共同参画推進条例
- 10 五條市男女共同参画推進条例
- 11 五條市男女共同参画審議会規則
- 12 計画策定の経緯
- 13 五條市男女共同参画審議会委員名簿

# . D V 被害者支援 【住民基本台帳の閲覧制限】

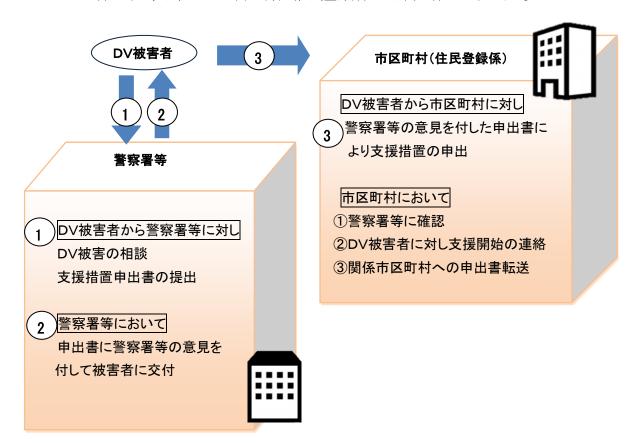
DV被害者の方を保護するため、住民基本台帳の閲覧等は制限できます。



- ○DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援 措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの 閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。
- ○転出等により新たに住民登録を行ったとしても、転出先の市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

## 支援措置を受けるための手続きの流れ

≪詳しくは、お住まいの市区町村(住民登録係)にお問い合わせください。≫



※警察署等: 警察署、配偶者暴力相談支援センター、こども家庭相談センター

# 用 語 解 説 (50 音順)

ア 行	LGBTQ	レズビアン(Lesbian、女性の同性愛者)、ゲイ(Gay、男性の同性愛者)、バ
11		イセクシャル (Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender、
		生まれたときの身体の性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人)、
		クエスチョニング(Questioning、自分の性別が特定の枠に属さない人、わ
		からない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉。
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えてい
		こうとする考え方のこと。
	オレンジリボン	児童虐待防止運動のシンボル
力	家族経営協定	家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確
行		にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を
		担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時
		間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる態度や能力を育て
		ることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
	健康寿命	医療や介護などに依存せず、健康で自立した生活ができる期間のこと。平均
		余命から介護が必要な期間 (平均要介護期間) を差し引いた期間に相当する。
		65歳時の平均自立期間を「健康寿命」としている。五條市の「健康寿命」は奈
		良県算出データを活用。
	固定的な性別役割分	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当である
	担意識	にも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的
		業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分
		ける考えのこと。
サ 行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物
行		学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会
		によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女
		性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) とい
		う。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値
		を含むものではなく、国際的にも使われている。
	性的(セクシュアル)	性的少数者、性的少数派。性別違和感がなく異性を愛する人が多数者である
	マイノリティ	ことに対し、LGBTQの人たちを総称して使うことが多い。
	性同一性障がい	女性なのに、自分は「本当は男なんだ、男として生きるのがふさわしい」と
		考えたり、男性なのに「本当は女として生きるべきだ」と確信する現象で、
		「生物学的性別(sex)と性別に対する自己意識あるいは自己認知(gender
		identity) が一致しない状態」と定義される。

	T	
サ 行	セクシュアルハラス	性的いやがらせのこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身
1,1	メント (セクハラ)	体や精神を不当に侵害すること。
タ 行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力
打		を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	ドメスティック・バイ	「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」
	オレンス (DV)	という意味で使用されることが多い。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、
		性的暴力、経済的暴力等がある。交際相手からふるわれる暴力をデートD
		V という。
<u></u>	パープルリボン	国際的な女性に対するあらゆる暴力根絶運動のシンボル
行	パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性
	(パワハラ)	を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は
		職場環境を悪化させる行為。
	ポジティブ・アクショ	固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女間に事実上生じ
	ン(積極的改善措置)	ている格差があるとき、それを解消しようとする自主的かつ積極的な取組
		のこと。単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのもの
		ではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で女
		性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした
		状況を「是正」するための取組。
マ	マタニティハラスメ	職場において、妊娠・出産した女性に対して上司、同僚などから行われる
行	ント (マタハラ)	精神的・肉体的な嫌がらせのこと。
	モラルハラスメント	言葉や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのこ
	(モラハラ)	と。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する
		能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とす
		る複合的な能力のこと。
ラ 行	リプロダクティブ・ヘ	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念
行	ルス/ライツ (性と生	で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス
	殖に関する健康と権	/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、
	利)	安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ
		ことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等
		生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
ワ	ワーク・ライフ・バラ	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす
行	ンス(仕事と生活の調	とともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中年期といった人生
行		とともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中年期といった人生 の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

### 世界人権宣言(仮訳文)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で 譲ることのできない権利とを承認することは、世界 における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要 であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的 自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成すること を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、 よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、 かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神 をもって行動しなければならない。

#### 第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

#### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する 権利を有する。

#### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形において も禁止する。

#### 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈 辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下に おいて、人として認められる権利を有する。

#### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内 裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対 する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平 な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護 に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判にお いて法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と 推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に 対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用 に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、こ のような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権 利を有する。

# 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転 及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

# 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日) 法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八 条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく 上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も 分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力 を十分に発揮することができる男女共同参画社会の 実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理 念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって 国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形 成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、 この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提 供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の 人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにかん がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下 に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特 性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有す る。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ ればならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにし

た文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定め なければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画 を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(平一一法一六○・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなければならな い。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の策定に必要な調査研究を推進するように努める ものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体 が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動 を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一○二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一○二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項 に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要 事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策 が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一○二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(平一一法一○二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一○二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一 方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一○二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一○二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に 対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるこ とができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一○二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律 第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審

議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条 第一項の規定により任命された男女共同参画審議会 の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十 三条第一項の規定により、審議会の委員として任命 されたものとみなす。この場合において、その任命 されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の 規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 四条第二項の規定により任命された男女共同参画審 議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間と する。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条 第一項の規定により定められた男女共同参画審議会 の会長である者又は同条第三項の規定により指名さ れた委員である者は、それぞれ、この法律の施行の 日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長 として定められ、又は同条第三項の規定により審議 会の会長の職務を代理する委員として指名されたも のとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、 第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公 布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に

満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六 ○)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律 (以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法 令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、 認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行 為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関 係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の 相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、 許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その 他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により 従前の国の機関に対してされている申請、届出その 他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の 法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対し てされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで 及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改 革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行 に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す る。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律 (平成 13 年 4 月 13 日) 法律第三十一号

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条·第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第 二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条— 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の 下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現 に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害 者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。ま た、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性 であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶 者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女 平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、 被害者を保護するための施策を講ずることが必要で ある。このことは、女性に対する暴力を根絶しよう と努めている国際社会における取組にも沿うもので ある。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この 法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者から の暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離 婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 を防止するとともに、被害者の自立を支援すること を含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四·一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称) (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務 大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項 において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴 力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基 本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三 項において「基本方針」という。)を定めなければな らない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市 町村基本計画の指針となるべきものを定めるものと する。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の 長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正) (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該 都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「都道府県基本計画」という。) を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道 府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必 要な助言その他の援助を行うよう努めなければなら ない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正) 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設が 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす ようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設に おいて、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター としての機能を果たすようにするよう努めるものと する。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業 務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応 ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を 紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的 又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合に あっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急 時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら 行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (婦人相談員による相談等) 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要 な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病 にかかったと認められる者を発見したときは、その 旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報 することができる。この場合において、その者の意 思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈 してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病 にかかったと認められる者を発見したときは、その 者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用に ついて、その有する情報を提供するよう努めなけれ ばならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護について の説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に 関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、 被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴 力相談支援センターが行う業務の内容について説明 及び助言を行うとともに、必要な保護を受けること を勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力

が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面に ついては、方面本部長。第十五条第三項において同 じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けてい る者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止 するための援助を受けたい旨の申出があり、その申 出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を 受けている者に対し、国家公安委員会規則で定める ところにより、当該被害を自ら防止するための措置 の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を 防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正) (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよ

う努めるものとする。 (平一六法六四・追加) 第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対 し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下こ の章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章 において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力 を受けた者である場合にあっては配偶者からの更な る身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴 力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶者であっ た者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二 条第一項第二号において同じ。)により、配偶者から の生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっ ては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者か らの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体 に対する暴力。同号において同じ。)により、その生 命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと きは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生 命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該 配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第 四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、 次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、 第二号に掲げる事項については、申立ての時におい て被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場 合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被

害者と共に生活の本拠としている住居から退去する こと及び当該住居の付近をはいかいしてはならない こと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項 を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若 しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥 心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しく はその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者が その成年に達しない子(以下この項及び次項並びに 第十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を 連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその 他の事情があることから被害者がその同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため必要があると認めるときは、第 一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接 な関係を有する者(被害者と同居している子及び配 偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第四号において「親族等」と いう。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言 動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認 めるときは、第一項第一号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日 から起算して六月を経過する日までの間、当該親族 等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場 所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当 該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場 所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるも のとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

#### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないと き又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄 する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の 各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすること ができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四·平一九法一一三·一部改正)

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対 する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする 場合にあっては、被害者が当該同居している子に関 して配偶者と面会することを余儀なくされることを 防止するため当該命令を発する必要があると認める に足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする 場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを防止する ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる 申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及

び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合に は、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げ る事項についての申立人の供述を記載した書面で公 証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ 二第一項の認証を受けたものを添付しなければなら ない。

(平一六法六四·平一九法一一三·一部改正) (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これを 発することができない。ただし、その期日を経るこ とにより保護命令の申立ての目的を達することがで きない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該 配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長 に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求 めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容 を記載した書面の提出を求めるものとする。この場 合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものと する。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、

理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を 経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば 足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は 相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日にお ける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速 やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所 を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知す るものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶 者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立 書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニ までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記 官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容 を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談 支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶 者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあって は、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若し くは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支 援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定に よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同条 第二項から第四項までの規定による命令が発せられ ているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を

も命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申 し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第四 項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければなら ない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定により その効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれ を取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、 その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相 談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につ いて準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正) (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由

となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の 再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と 共に生活の本拠としている住居から転居しようとす る被害者がその責めに帰することのできない事由に より当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算 して二月を経過する日までに当該住居からの転居を 完了することができないことその他の同号の規定に よる命令を再度発する必要があると認めるべき事情 があるときに限り、当該命令を発するものとする。 ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の 生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当 該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正) (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がそ の職務を行うことができない場合には、法務大臣は、 当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務 する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認 証を行わせることができる。

(平一六法六四·一部改正)

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当た り、被害者の心身の状況、その置かれている環境等 を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずそ の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘 密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育 及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者 の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を 回復させるための方法等に関する調査研究の推進並 びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上 に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行 う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努める ものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務 を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げ る費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市 町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託し て行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要 する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけれ ばならない。

(平一六法六四·一部改正)

#### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都 道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、 その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費 用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用 第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、

当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第二条

#### 被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手 からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

#### 第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する 関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二 号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十 八条第一項

#### 配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手 第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 (平二五法七二・追加)

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### (平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十

万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四·一部改正)

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施 行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘 案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な 措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二 号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最 初にされるものに限る。)があった場合における新法 第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二 月」とあるのは、「二週間」とする。

#### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検 討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改 正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件については、な お従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

# 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年 5 月 24 日) 法律第八十二号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(平一六法三○・平一九法七三・一部改正)

#### (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれの ある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい 減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による 前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置そ の他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(平一六法三○·平二八法六三·一部改正)

※第三条から第十九条まで省略

# ストーカー行為等の規制等に関する法律

### (平成 12 年 5 月 24 日) 法律第八十一号

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又は それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を 充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直 系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生 活において密接な関係を有する者に対し、次の各号 のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、 住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、 住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにう ろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項 を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うこと を要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもか かわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装 置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪 の情を催させるような物を送付し、又はその知り得 る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文

書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること 及びファクシミリ装置を用いて送信することを除 く。)をいう。
- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。(平二五法七三・平二八法一〇二・一部改正)

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止) 第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方 に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、 又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせて はならない。

※第四条から第二十一条まで省略

## 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律

## (平成 27 年 9 月 4 日) 法律第六十四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条·第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十 六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条一第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職 業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と 能力を十分に発揮して職業生活において活躍するこ と(以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画 社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念 にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に ついて、その基本原則を定め、並びに国、地方公共 団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基 本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生 活における活躍を推進するための支援措置等につい て定めることにより、女性の職業生活における活躍 を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊 重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需 要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応でき る豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。 (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営

もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たって は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本 人の意思が尊重されるべきものであることに留意さ れなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用 し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業 生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者 の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の 整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国 又は地方公共団体が実施する女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する施策に協力しなければならな V,

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ 一体的に実施するため、女性の職業生活における活 躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」とい う。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基 本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要 な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなけ ればならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策についての計画(以下この条 において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画) を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職 業生活における活躍の推進に関する施策についての 計画(次項において「市町村推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は 市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組を総合的かつ効果的に実施することがで きるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定す る一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定す る特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計 画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業 主行動計画策定指針」という。)を定めなければなら ない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数 が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に 即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令 で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよ う努めなければならない。これを変更したときも、 同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一

般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に 規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、 又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基づ き、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業 主について、女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良な ものであることその他の厚生労働省令で定める基準 に適合するものである旨の認定を行うことができる。 (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び 第二十条第一項において「認定一般事業主」という。) は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役 務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他 の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」 という。)に厚生労働大臣の定める表示を付すること ができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商 品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付し てはならない。

#### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を 取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認 めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小 事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の 数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項 において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする 場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集 に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」 とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別 の法律により設立された組合若しくはその連合会で あって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人 で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの (厚生労働省令で定める要件に該当するものに限 る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を 実施するための人材確保に関する相談及び援助を行 うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大 臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労 働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったも のをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定める ところにより、募集時期、募集人員、募集地域その 他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定 めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規 定による届出があった場合について、同法第五条の 三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第 四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の 二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五 十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する 者について、同法第四十条の規定は同項の規定によ る届出をして労働者の募集に従事する者に対する報 酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項 の規定はこの項において準用する同条第二項に規定 する職権を行う場合について、それぞれ準用する。 この場合において、同法第三十七条第二項中「労働 者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職 業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第

四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該 労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあ るのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の 三の規定の適用については、同法第三十六条第二項 中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労 働者の募集に従事させようとする者がその被用者以 外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三 中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規 定による届出をして労働者の募集に従事する者」と する。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求 めることができる。

(平二九法一四・一部改正)

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定に よる届出をして労働者の募集に従事する承認中小事 業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査 研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募 集の内容又は方法について指導することにより、当 該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事 業主」という。)は、政令で定めるところにより、事 業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計 画(特定事業主が実施する女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下 この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更しようとするときは、内閣府令で定めるとこ ろにより、採用した職員に占める女性職員の割合、 男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理 的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の その事務及び事業における女性の職業生活における 活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ ばならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業 主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなけ ればならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営 み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな い。

#### (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般 事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を 実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における女 性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関 する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 (協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事

務の委託がされている場合には、当該委託を受けた 者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関 し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定 する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、 指導若しくは勧告をすることができる。

#### (権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法 律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業 安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の 命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第 三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第 三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第 五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の 報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第 五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁 をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第 五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者 (平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ し、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を 除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに 附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施 行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限 り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に 従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密に ついては、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含 む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する 日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適 用については、この法律は、第一項の規定にかかわ らず、同項に規定する日後も、なおその効力を有す る。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した 場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必 要があると認めるときは、この法律の規定について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず るものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加 える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日 二及び三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十

八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二 項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一 項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の 五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、 第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五 十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規 定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規 定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十 八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正 規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附 則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附 則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法 律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項 の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に 改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の 雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三 十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三 十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二 条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条 の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附 則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十 八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年 一月一日

#### (罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 奈良県男女共同参画推進条例 (平成13年7月1日) 奈良県条例第五号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施 策(第九条—第十八条)

第三章 奈良県男女共同参画審議会(第十九条) 附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうた われており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤 廃及び人権の尊重に関する条例(平成九年三月奈良 県条例第二十四号)を制定するなど、差別のない、人 権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあ らゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、 国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような、状況にかんがみ、奈良県は、性別に かかわりなく、一人一人が人権を尊重し、喜びと責 任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すも のである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明 らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員 として、自らの意思によって社会のあらゆる分 野における活動に参画する機会が確保され、 もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及 び文化的利益を享受することができ、かつ、共 に責任を担うことをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係 る男女間の格差を改善するため必要な範囲内 において、男女のいずれか一方に対し、当該機 会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳 が重んぜられること、男女が性別による差別的取 扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発 揮する機会が確保されることその他の男女の人 権が尊重されることを旨として、推進されなけれ ばならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員 として、県における政策又は民間の団体における 方針の立案及び決定に共同して参画する機会が 確保されることを旨として、推進されなければな らない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互 の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活

動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接 な関係を有していることにかんがみ、当該取組を 勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に 関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進 に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力 して取り組むとともに、男女共同参画を推進する ための体制を整備するよう努めなければならな い。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、 地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、 男女共同参画の推進に寄与するよう努めなけれ ばならない。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業 活動に関し男女が共同して参画する機会の確保 に努めるとともに、職業生活における活動と家庭 生活における活動その他の活動とを両立できる よう就業環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に 関する施策に協力するよう努めなければならな い。

(性別による人権侵害)

第七条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならな

11

(市町村長との協力)

- 第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策 の策定及び実施について、市町村長の協力が必要 であると認めるときは、その協力を求め、又は市 町村長から協力を求められたときは、その求めに 応ずるよう努めるものとする。
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画計画)
- 第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
  - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画 の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たって は、県民の意見を反映することができるよう必要 な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審 議会に意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす と認められる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければ ならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に 関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講 じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第十二条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生

活における活動と職業生活における活動その他 の活動とを両立できるように、男女共同参画を推 進するために必要な支援を行うよう努めるもの とする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

- 第十三条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。 (性別による人権侵害の防止に関する取組)
- 第十四条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び 男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行う よう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

- 第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進 に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策についての苦情の処理 のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画 の推進を阻害する要因による人権侵害に関する 相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

- 第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策 の策定に必要な調査研究を行うものとする。 (民間の団体の活動に対する情報提供等)
- 第十七条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に 関する活動を支援するため、情報の提供その他必 要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十八条 知事は、毎年一回、男女共同参画計画に 基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第三章 奈良県男女共同参画審議会

- 第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見 を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数 の十分の四未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議 会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定 める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 五條市男女共同参画推進条例 (平成 29 年 3 月 28 日) 条例第九号

目次

第1章 総則(第1条~第8条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第 9 条~第 14 条)

第3章 五條市男女共同参画審議会(第15条)

第4章 雑則(第16条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者 の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推 進に関する施策の基本となる事項を定めることによ り、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっ て男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提 供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、 その意に反した性的な言動を行うことにより、当該 者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不 快な思いをさせ、又は性的な言動を受けた者の対応 により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。

- (5) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内 の学校で学ぶ者及び市内においてその他様々な活動 を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営む法人その他 の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育 その他の教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を 基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、差別的扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別にかかわりなく互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、 生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組 と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な視 野をもって行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関 する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総 合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び 他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画 の推進に取り組まなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男 女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女 共同参画の推進において教育の果たす役割を深く認 識し、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進 に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社 会のあらゆる分野において、性別に起因する差別的 扱い並びに性的思考及び性自認による差別を行って はならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参 画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」と いう。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、五條市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施するに 当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければ ならない。

#### (調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第 12 条 市は、家族を構成する男女が互いの協力の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うものとする。

(苦情及び相談への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画施策若 しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認めら れる施策又は性別による差別的扱い等に関する苦情 又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、 適切な措置を講じるものとする。

#### (広報活動及び啓発)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な 広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

第3章 五條市男女共同参画審議会

(五條市男女共同参画審議会)

第 15 条 男女共同参画の推進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するため、五條市男女共同参画 審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、基本計画の策定及び変更に関する事項 のほか、男女共同参画施策の推進に関し必要な事項 について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する 者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 雜則

#### (委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 五條市男女共同参画審議会規則 (平成 29 年 5 月 24 日) 規則第十八号

(趣旨)

第1条 この規則は、五條市男女共同参画推進条例 (平成29年3月五條市条例第9号)第15条の規定に 基づき、五條市男女共同参画審議会(以下「審議会」 という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定め るものとする。

#### (会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長 となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席等)

第4条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、すこやか市民部人権施策 課において行う。

#### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運 営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 計画策定の経緯

	内容	
5月24日	五條市男女共同参画審議会規則施行	
12月13日	五條市男女共同参画推進本部規程施行	
2月8日	平成29(2017)年度 第1回 五條市男女共同参画審議会 (1)審議会でのルールについて (2)市民の男女共同参画社会づくりに向けての意識調査実施について (3)「第2次五條市男女共同参画計画」の方向性について (4)「第2次五條市男女共同参画計画」の愛称について	
2月14日	五條市男女共同参画推進本部 推進委員会 「第2次五條市男女共同参画計画」策定にあたり、男女共同参画推進 庁内体制整備の協議	
4月25日	五條市男女共同参画推進本部 実務担当者部会 「第2次五條市男女共同参画計画」策定にあたり、各課からの施策提 案についての説明	
5月24日	五條市男女共同参画推進本部 推進委員会 各課からの施策提案の報告	
5月22日	「男女共同参画に関する市民アンケート調査」及び	
~6月5日	「男女がともに働きやすい職場づくりのためのアンケート調査」実施	
8月30日	平成30(2018)年度 第1回 五條市男女共同参画審議会 (1)アンケート調査の結果について (2)「第2次五條市男女共同参画計画」施策の目標について (3)男女共同参画推進キャッチフレーズ優秀作品の選定	
10月17日	平成30(2018)年度 第2回 五條市男女共同参画審議会 (1)「第2次五條市男女共同参画計画」案第1章~第3章の検討	
11月13日	五條市男女共同参画推進本部 推進委員会 「第2次五條市男女共同参画計画」案の確認のために実施	
11月29日	平成30(2018)年度 第3回 五條市男女共同参画審議会 (1)「第2次五條市男女共同参画計画」案第3章~第4章の検討 (2)「第2次五條市男女共同参画計画」の愛称選定	
12月13日	市民意見募集	
~12月25日	市民から計画案に関する意見を募集するために実施	
2月18日	平成30(2018)年度 第4回 五條市男女共同参画審議会 (1)「第2次五條市男女共同参画計画」案の最終確認 (2)「第2次五條市男女共同参画計画」概要版案の確認 (3)「第2次五條市男女共同参画計画」チラシ案について	
	12月13日 2月8日 2月14日 4月25日 5月24日 5月22日 ~6月5日 8月30日 10月17日 11月13日 11月29日 12月13日 ~12月25日	

# 五條市男女共同参画審議会委員名簿

(平成31(2019)年3月末現在、敬称略)

		氏名	略歴等(就任時)
会	長	梅田 直美	奈良県立大学 地域創造学部 准教授
		北本 嘉弘	五條本町法律事務所 弁護士
		橋本 浩和	奈良地方法務局五條支局 支局長
	井上 貴成	一般社団法人五條青年会議所 理事長	
		中井 良子	地区婦人会連絡協議会会長
		田原 説子	五條市赤十字奉仕団委員長
		竹原 義男	五條市人権教育推進協議会 会長
委	員	片山 邦彦	人権擁護委員協議会五條部会長
		延原 喜久子	五條市人権教育研究会 会長
		北久保 美穂	JA五條吉野地区女性部長
		稲次 裕美	五條市職員女性管理職代表
	近井 富子	五條市保育所所長会会長	
		江原 沙祐織	五條市職員若手女性職員代表
		三島 悠	五條市職員若手男性職員代表

# 第2次五條市男女共同参画計画 助け合い 豊かに暮らせる まちづくり

発行: 平成31(2019) 年3月 五條市すこやか市民部 人権施策課 男女共同参画係 〒637-0042 五條市五條4丁目1番3号 五條市人権総合センター内 TEL 0747-25-1137 FAX 0747-24-4003

